

第20号

10月6日

令和7年

三重県議会定例会会議録

(10月6日)
(第20号)

令和7年

三重県議会定例会会議録

第 20 号

○令和7年10月6日（月曜日）

議事日程（第20号）

令和7年10月6日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	市野修平
2	番	曾我正彦
3	番	荊原広樹
4	番	伊藤雅慶
5	番	世古明
6	番	市川岳人
7	番	龍神啓介
8	番	辻内裕也
9	番	吉田紋華
10	番	難波聖子
11	番	芳野正英

12	番	川	口	円
13	番	喜	田	児
14	番	中	瀬	之
16	番	中瀬	古	信
17	番	廣		初
18	番	松	浦	美
19	番	石	垣	耕太郎
20	番	山	崎	子
21	番	野	村	慶
22	番	倉	本	智
23	番	山	内	矢
24	番	田	中	博
25	番	藤	根	夫
26	番	森	野	弘
27	番	杉	本	明
28	番	藤	田	也
29	番	田	中	典
30	番	野	口	治
31	番	谷	川	道
32	番	石	田	智
33	番	村	林	正
34	番	小	林	生
35	番	東		聰
36	番	長	田	人
37	番	今	井	豊
38	番	稻	垣	尚
39	番	日	沖	広
40	番	舟	橋	義

41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順
43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
欠席議員	1名		
15	番	平 畑	武

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	齊
書 記 (事務局次長)	小 野	明 子
書 記 (議事課長)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本	哲 也
書 記 (議事課班長)	藤 堂	恵 生
書 記 (議事課主任)	藤 野	和 輝

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	長 崎	禎 和
地域連携・交通部長	生 川	哲 也
防災対策部長	田 中	誠 德

医療保健部長	松浦	元哉
子ども・福祉部長	竹内	康雄
環境生活部長	楠田	泰司
農林水産部長	杵屋	典子
雇用経済部長	松下	功一
観光部長	塩野	進
県土整備部長	藤井	和久
総務部デジタル推進局長	横山	正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本	典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関	美幸
環境生活部環境共生局長	佐藤	弘之
県土整備部理事	上村	告
企業庁長	河北	智之
病院事業庁長	河合	良之
会計管理者兼出納局長	天野	圭子
教 育 長	福永	和伸
公安委員会委員長	吉田	すみ江
警察本部長	敦澤	洋司
代表監査委員	村上	亘
監査委員事務局長	大西	毅尚
人事委員会委員	中村	佳子
人事委員会事務局長	佐藤	史紀

選挙管理委員会委員長

長 尾 英 介

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。14番 中瀬信之議員。

[14番 中瀬信之議員登壇・拍手]

○14番（中瀬信之） おはようございます。

新政みえ、度会郡選挙区選出、中瀬信之でございます。議長の許可をいたしましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、一見知事におかれましては、多くの県民から信任をいただいて、当選されたことを心よりお祝いを申し上げたい、そのように思います。

また、県議会議員補欠選挙では、当選された皆さんに心からお祝いを申し上げたい、そのように思います。皆さんと一緒にになって県政発展のために頑張っていきたい、そんな思いでありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今、滋賀県では国民スポーツ大会が開催されています。三重県の選手も、近いということもあるか分かりませんが、たくさん出ています。そういう中で、日頃、新聞とかテレビで三重県の選手が活躍されている姿を見ていると、本当にうれしい思いがあります。ましてやその名前の近くに、どこ出身とか書いてあるとなおさらうれしい、そんな思いがあります。

三重県では、2035年に国民スポーツ大会の開催を控えておりますが、約10

年先ということもあります。そういう中において、今日は質問いたしませんが、選手の皆さんがあなたが活躍できる場を県が一緒になってつくっていただきたい、そんな思いでありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

知事は、1期目に畠を耕して、種をまくということを言われています。芽が出てきたものもあるやろと。2期目には、それをさらに伸ばして花を咲かせたいというふうに言われております。先を見据えての発言かも分かりませんが、私は、家で農業経営をずっとしていたことから、花が咲くだけではあかんやろと、やはり実がなって、その実を収穫するというところまでいかんと、本来のことにならんのかなという思いがあります。ましてやその実が本当においしいとか、そういうことになれば、なおさらよしというふうに思っています。県政、これから4年間、一生懸命頑張っていかれるというふうに思いますが、ぜひともおいしい実がなる政策をしていただきたい、そんな思いであります。

二元代表制の下、県民の皆さんがあなたが安心して暮らしていける地域を、まちを思いながら、今日は質問させていただきたいなというふうに思っております。

まず、1点目は、高齢者政策についてお伺いをしたい、そのように思っています。

先月の9月15日は、長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う敬老の日がありました。

総務省が14日に公表した人口推計によると、65歳以上の高齢者数は3619万人、日本の総人口に占める割合は29.4%ということで、過去最高を更新している、そういう状況であります。そのうち、75歳以上の総人口に占める割合も17.2%ということあります。これ、世界に目を向けてみると、人口4000万人以上の38か国で比較しますと、高齢者の割合で日本は断然のトップであります。

今、元気なお年寄りが多いことや少子化による働き手の不足を背景に、就業者全体に占める働く人の7人に1人が高齢者であるというふうに言われております。

三重県の2025統計でみる三重のすがた、（現物を示す）これを見てみますと、三重県南部の南伊勢町が54.7%、これ、老人人口割合です。それから、大紀町が52.3%と、50%を超える市町が二つ南部地域にあると。そして、40%を超える市町が南部地域には4市5町もあります。三重県全体で見ますと、29市町のうち、上位12位までが南部地域となっております。南部地域には高齢者が多い。それは、若い方が都市部などに働いているという原因があろうかというふうに思います。この先も、今の状況は変わっていかないものである、そのように思っています。深刻な状況が続いていくと考えられています。元気に働くことができるときはいいのですが、健康寿命と平均寿命の差は男女とも大きく、特に南部地域や過疎地域と言われるところでは、高齢者が地域コミュニティーから取り残される可能性があります。

知事は、今回の選挙で県内を多く回られたというふうに思っていますが、知事とお会いした方々の多くは、現役世代や元気な高齢者の方がほとんどだったというふうに思っておりますが、過疎と言われる地域では、都市部では考えられないような現状があります。統廃合という名の下に、役場や農協や病院やスーパーなどなど、市民生活と密接に関わるところが次々になくなっているという現状があります。例えば、病院に行くにしても、買物をするにしても、今は交通手段が少なく、多くの不便を抱えている地域がたくさんあります。

これ、知事選挙の政策集、ちょっとコピーをさせていただきました。（現物を示す）知事の政策集を見てみると、就任4年間で取り組んだ具体例と、今後4年間で実現する三重の姿が掲載されています。残念ながら、その中には高齢者政策という項目は見当たらないように思います。高齢者が住む地域にあって、高齢者施策を進めることは喫緊の課題であると私は考えています。私は、知事の政策集の中に、高齢者施策が特化して掲載される必要があると考えますが、知事の高齢者政策に対する思いをお伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員から御質問いただきました高齢者の施策についてお

答えをする前に、ちょっとスポーツの話もされましたので、滋賀、隣の県でありますけど、国スポも近い県で行われていると。当初、開会式に行きたかったんですけど、ちょっと所用があって残念ながら行けませんでして。10月1日に東近江市で行われましたソフトボールの大会に行ってまいりました、決勝戦です。激励をしてまいりまして、見事に優勝をしたということで、それ以外にも、議員御指摘のように、新聞で活躍が報じられていまして、例えばレスリングとか、いい成績を上げておられるということで、非常にうれしく思っているところでございます。

それから、政策集とも関係しますけれども、おっしゃるように、政策は最終的に果実が実り、それを県民が享受できるということが大事じゃないかなと思っております。それを肝に銘じてやっていきたいと思います。

政策集について御質問いただきました。

政策集は、子どもとか、防災とか、今までやってきた施策、これから展開する政策を10に分類しています。その中には、子どもというのは挙げておりますけれども、実はジェネレーション、世代に着目した分け方をしているのは子どもだけです。若者というのもありませんし、高齢者というのもありません。

選挙で県内をくまなく回ってきたつもりではありますけど、高齢者の方々とお話をすると機会も多かったです。悩んでおられる点、例えば人口減少の問題、それから農業の問題、それから交通の課題、そんなことをたくさんお伺いしました。

これから高齢者の方はますます増えていきます。2030年には、総人口の3人に1人が高齢者となるというふうに予想されております。三重県も今、高齢化率は30.9%、これ、国全体が29.3%ですから、三重県のほうがちょっと進んでいます。推計でいっても、2035年には、三重県は34.4%になり、全国は32.3%ですから、高齢化率が進んでいます。それから、議員御指摘のように、南部はもっと高齢化が進んでいくということです。

大事なのは、高齢者の方々が元気に暮らしていただくということ。それか

ら、さらには、働いていただけるときまではちゃんと働いていただきたいと、こういうことではないかなと思っています。

政策集の中には、高齢者の方々に関連する記述がございます。例えば、医療の関係でいうと、医療人材の確保と地域における偏在の是正、これは高齢者の方にとっても関係のある話ですし、それから介護についても同様です。健康寿命の延伸に向けた取組について書いてございます。さらには、スポーツのところに書いてあるんですけれども、障がい者スポーツの普及を一層推進するとともに、県民の健康づくりを推進、ここには、あらゆる世代なんですが、高齢者の方も意識して書かせていただいているつもりであります。さらに、移動支援のところですが、やるべきことのCの中に高齢者や学生の移動を支援する県内公共ライドシェアの展開ということも書かせていただいております。さらに、移動販売などについてもこれから議論をしていかなければいけないというふうに思っているところです。

健康、それから交通、さらには雇用、そういう面で、高齢者の方々の声に耳を傾けて政策展開をしっかりとしていくこととしていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

[14番 中瀬信之議員登壇]

○14番（中瀬信之） 知事が高齢者政策を何も考えてないということじゃなくって、三重県としても、医療であったり、いろんな部において、高齢者政策はたくさんしているというふうに思います。

私が今回、高齢者政策を取り上げたのは、知事の思いの中に、高齢者政策も、この2期目、しっかりとやっていくんやよということを明確に訴えていただいたらという思いがあって、させていただいたことであります。

高齢者政策の中で、話をしてると、免許を返納した後の交通が不便ということがやはり一番私たちがよく聞くところでありますので、高齢者や学生のライドシェアとかというふうに書かれておる項目もありますが、やはりその辺はしっかりときめ細かいことをしていただきたいと思っています。

病院とか、買物するスーパーが近くにあればいいんですが、なかなか町を

またいで行かないといけない、市をまたいで行かないといけないというような場所にあるものですから、どうしてもその辺が気になるところだというふうに思っています。何よりも重要なのは、住んでいるところによって、格差、あんまり好きやないと言いますが、格差が生じやんようにしていくことで、三重県、どこに住んでもおっても楽しい有意義な暮らしができるんやという三重県づくりをしていただきたいなという思いがあります。

そういう意味で、今回はこの高齢者政策ということを取り上げさせていただきましたので、これからも三重県、いろんなところへ行くと、たくさんあると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、2点目の観光政策についてお伺いをいたします。

この項目については、（1）の南部地域の観光施策についてと、（2）の拠点滞在型観光の取組についてということを併せてお伺いしたいというふうに思っています。

塩野部長におかれましては、就任していただいてから三重県の観光地を回られたというふうに伺っておりますが、三重県各地の印象はどのようなものを持たれたのか、またお聞きしたいなと思っています。

私は、生まれたときから南部の地に住む人間であります。海や山の豊かな自然に恵まれ、人々が暮らすのに理想的な地として、古くから美し国と呼ばれるところであります。

三重県南部地域は、山や海の豊かな食材にあふれ、神宮や熊野古道など、世界に誇れる魅力ある地域であります。私にとって、三重の観光といえば、神宮を中心とした伊勢志摩地域を思い浮かべてしまうのですが、県外の方と少し話をしたりすると、三重県のイメージというものはまだまだ薄いことがあります。こちらから、三重県は、F1の鈴鹿の街やよ、長島の遊園地があるよ、忍者のふるさとや、松阪肉など、おいしい食があるよということを言いますと、それって三重県なんですかということをよく聞いたものであります。そういうことを考えると、これから三重県のイメージをつくって

いくことは本当に重要なことであるというふうに思っています。

2022年度から2026年度までの5年間の中期戦略計画のみえ元気プラン、(現物を示す) こういう冊子があります。こういう中に、大きな観光政策の柱である拠点滞在型観光の達成に向けた思いや国内外の観光客が一度は行ってみたいと思える観光地はもちろんですが、もう一度行ってみたい、そんな魅力ある観光地を目指すには、今ある観光地の知名度プラス、観光インフラと言われる観光客の満足度を上げるための整備が何よりも重要だと考えています。

部長は、就任後まだ日数はたっていませんが、今だからこそ分かる三重県の観光の魅力や、拠点滞在型観光の取組や、今後も重要と考える観光インフラ整備とは何か、お答え願いたいと思います。

〔塩野 進観光部長登壇〕

○観光部長(塩野 進) 南部地域における観光振興、特に拠点滞在型観光の取組についてお尋ねがありましたので、お答えを申し上げます。

本県は、地域それぞれに特色があり、多様な魅力に富んだ観光地であると認識しております。三重県に来ていただいて、1か所を短い時間滞在していただいたということをもって、三重県に行ったというふうに思っていただきたくないと私も個人的に思っているところでございます。

とりわけ南部地域においては、世界遺産熊野古道伊勢路や伊勢神宮、海女などの歴史・文化のほか、雄大な自然や独自の食文化など、魅力的な観光資源が数多くあるというふうに感じております。

こうした地域ならではの魅力により深く触れていただき、じっくりと滞在をしていただくということが非常に重要であるというふうに思っております。

宿泊日数を増やしていただくためには、滞在価値の創出や今、議員の御指摘があった観光インフラの充実を図るなど、一層の取組が必要であると考えております。

このため、滞在価値の創出に向けては、市町やDMO等による地域ならではの観光資源を生かした旅行商品の造成などの取組を支援しています。

例えば、紀北町では、熊野古道から始まる悠久の歴史と美食の旅をテーマとして、熊野古道馬越峠の散策や築140年の古民家で紀州備長炭を用いた炭火割烹料理を味わっていたなど、紀北町ならではの体験を詰め合わせた旅行商品化に取り組んでいるところでございます。

また、観光インフラの充実に向けて、上質な宿泊施設の誘致に取り組んでいるほか、快適に滞在をしていただけるよう、宿泊施設や観光施設の受入れ環境の整備を支援しています。今年度につきましては、採択が50件、約5.2億円の交付決定を行っておりますが、そのうち南部地域につきましては約7割の34件を採択し、各施設において客室の和洋室化やトイレの洋式化、多言語の案内表示などの整備が進められています。

このほか、熊野古道伊勢路沿線においては、南部地域振興局と連携をしながら、案内標識やトイレ整備等を行う市町の支援にも取り組んでおります。

さらに、旅行者に観光インフラをはじめ観光情報を収集していただけるように、三重県観光連盟の公式サイト、観光三重などでも情報発信を行っているところです。

今後も引き続き、滞在価値の創出、観光インフラの充実に向けて取り組むとともに、テーマ性を持たせた周遊観光の取組などを進め、南部地域はもとより県内にじっくりと長く滞在をしていただけるように取り組んでまいります。

〔14番 中瀬信之議員登壇〕

○14番（中瀬信之） ありがとうございます。

観光インフラについて、いろいろ、今おっしゃっていましたが、私もいろんなところへ旅行に行くと、その街が非常にきれいとか、車で行くことが物すごくたやすいとか、料理がおいしいとか、いろんな思いで、次も行こうかなということを考えるんですけども、三重県に来られてまだ間もないと思いますが、このところだけは一番初めにやりたいなというインフラ整備、部長、何かあればお答え願えますか。

○観光部長（塩野 進） ありがとうございます。

私も7月に着任をして以来、県内の様々なところ、北勢地域から南部地域まで回らせていただいておりますが、やはり宿泊施設の充実というものについては重要だというふうに思っております。

一々くりに宿泊施設と申し上げても、様々なタイプのものがありますし、一口に申し上げるわけにはいきませんが、これから三重県として、インバウンドですとか、高付加価値の方々にたくさん来ていただきたいということを申し上げておりますので、その受皿となる上質な宿泊施設の誘致、この点については、問題意識を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

[14番 中瀬信之議員登壇]

○14番（中瀬信之） ありがとうございます。

様々なありますが、宿泊施設をこれから重視して進んでいかれるということあります。どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

観光政策について、次、知事のほうにお伺いしたいなと思っています。

令和3年の一般質問で、三重県の格差問題について伺ったことがありました、そのとき知事は、南北格差はあらへんよというふうに言われておりました。地域にそれぞれの特色があって、北中部では、自動車産業など、ものづくり産業の集積がある、南部地域であれば、豊かな自然を生かした農林水産業や拠点型の観光など、取組を進めれば大きなポテンシャルがある、そのように答弁をされていました。私もそのとおりやと思います。格差をあえてつくる必要はなくて、それを埋めるために何をするかがやはり重要だというふうに思っております。

現実問題として、三重県南部地域に工場の誘致であったり、企業の誘致を進める、これはなかなか進まないというのも現状にあろうかというふうに思います。

過去の実績でも明らかなように、これは集客のところですが、2033年の式年遷宮に向けて、神宮には多くの観光客が県内外、外国からも訪れるということあります。非常に期待をしたいというところがあります。

最近では、大きなクルーズ船が鳥羽に立ち寄っているということもお伺いします。

この前、少し話をしていましたら、野村議員のほうから、大きな船はよっしう来ておるよと。大きな船が鳥羽港に接岸することはできませんので、その観光客は、小さな舟を使って、鳥羽の市内であったり、伊勢とか志摩にたくさん来てみえる、そういう方をこれから集客の大きな手立てにしていくことは重要なことであるというふうに思っています。今まででは、車で観光客が来たり、電車で来たり、セントレアから来る、車、電車、飛行機ということもありますが、船は、もう大きな力になるというふうに思っておりますので、その辺も進めるといいのではないかなと思っております。

三重県内でも指折りの観光ホテルのある伊勢志摩地域に、三重県が進める拠点滞在型観光の中心というイメージを置いて、その場所から熊野古道伊勢路とか、忍者の伊賀とか、赤目四十八滝、オオサンショウウオ、うちも名張の議員がおりますが、そういうこととか、F1の街、鈴鹿であるとか、長島の遊園地、榎原や湯の山の温泉地域などなど、伊勢志摩地域を中心に放射状に進めていけば、観光地の分散が図れるし、理想的な長期滞在ができるんと違うかなというふうに思っています。

私は勝手にですが、拠点滞在型観光を進めるということは、どつかに拠点を置いて、その拠点が伊勢志摩やという思いが非常に強かったものですから、そこを拠点において進めていただくといいのではないかなという思いがあります。

南部地域の観光産業が進むことによって、農林水産業やそれに関連する多くの産業が発展し、三重県全体の観光政策に貢献するものだと私は確信をしています。

知事に、特に南部地域にかける観光政策の思いについてお伺いをいたします。

○知事（一見勝之） 観光についてお答えする前に、先ほど、高齢者の御指摘をいただきました。これから施策展開、高齢者というものもちゃんと念頭に

置いて展開していくので。

加えて、先日、津で高齢者の方から、私ら免許を返納したんやけど、近くにあったスーパーがもうなくなってしまって、高校のときもちょっとお世話になったスーパーなんんですけど、私ら買物難民になってしまってたんや。どうしたらええのか、また教えてんかという話を言わされました。そういう方々が県内あらゆるところにおられると思います。それらの対応もしっかりとしていくたいと思います。

それで、観光でございますけれども、先ほど議員から御指摘をいただいた観光名所のほかに、御地元の玉城町でも、田丸城跡とか、あるいは玄甲舎、これ、ガーデンツーリズムの対象になっていますけれども、それから熊野古道伊勢路出立の地など、見ていただくべきものはようけあると思います。

拠点滞在型観光、あるいは周遊型観光がなぜいいかって、あえて申し上げるまでもないですが、やっぱり経済的には、多くの方に観光消費を三重県でしていただくためには日帰りではなくて、1泊ではなくて長く泊まっていただくというのが大事であります。

そういう意味では、実は三重県南部地域に観光客、多く来ていただいています。観光入込客数は令和6年で、南部地域が実は44%であります。これは三重県にとって非常に大きなメリットがあって、まず、南まで足を運んでいただく。そこから戻られるんですけれども、戻るときに、あるいは来られる途中でもいいんですけれども、議員御指摘の例えば伊賀であるとか、あるいは北勢地域の観光地にも行ってもらうということができるのも、南に観光地がたくさんあるからだと私は思っています。そのメリットを生かす必要があると思います。

ただ、なかなか難しいところもあって、例えば宿でございますとか、それから高齢者のときにも議論が出ましたが、交通、ここをもっと充実させていかないかんというふうに思います。私、知事になりましてから、観光インフラという言葉を言い始めていますけれども、宿もその一つです。それから、二次交通というのも大事です。これがないと、なかなか観光客が来て、レン

タカで回られる人はいいんですけど、そういう方ばかりではないので、そこをしっかりとやっていく必要があると。

それと、大事なのはやっぱり発信ですね。三重県はやっぱり発信力が弱いというのは痛感しております。海外も含めて、国内も含めて、発信力に意を用いてきたつもりですけど、まだまだやらなあかんと思います。

これから、議員のおっしゃったように、三重県の南部を含めて、観光発信をしていく好機が訪れてきます。2033年には、御指摘のような式年遷宮もありますし、それから来年は伊勢志摩国立公園の指定80周年もございます。さらには、式年遷宮の次の年、2034年には熊野古道の世界遺産登録30周年というのがあるわけです。そういうたった契機、好機を適切に捉えて、南部の観光を発信し、南部だけではなくて、南部に来られる方々に、伊賀ですとか、北勢、中勢、南部というのは東紀州も入っていますけれども、東紀州、伊勢志摩に来られた方にほかのところにも回っていただく。そのときは拠点が大事でありまして、どこのホテルに泊まっていただくかというのはあるんですけど、泊まっていただいて充実感を感じられるホテル、先ほど部長が答弁申し上げましたけど、そういうたったホテルも造っていくことは非常に重要で、今まで補助制度もつくっておりまますし、やがてその結果は出てくるんじゃないかと期待をしているところでございます。

〔14番 中瀬信之議員登壇〕

○14番（中瀬信之） ぜひとも南の地から三重県観光を北部、中部へ発信できるような施策をお願いしたいなというふうに思っています。

発信力は大事というふうに言われていました。新しい部長におかれましても、発信していくことはやはり重要やというふうに思います。私も旅行に行くときは、やはりパソコンをのぞいたり、いろんなことをしながら旅行に行くものですから、いろんな発信の優れたところにはついつい行ってしまうことがあります。そういう意味では、三重県は大きな観光のポテンシャルがあるというふうに思いますので、それをいかに発信していくかがこれから重要なことであると思っています。

先ほど、知事は滞在型観光、周遊型観光と言われましたが、何はともあれ、数日、長く滞在をするということが最も重要な三重県の観光政策の柱になるというふうに思いますので、ぜひとも進めていっていただきたい、そんな思いであります。

観光政策については以上で終わります。

続きまして、3点目の質問になります。

これは防災対策の避難所運営について、その中でも、特に津波避難タワーの利活用についてお伺いをしたいと、そのように思っております。

今年8月に内閣府が、南海トラフ地震臨時情報のうち、最も警戒レベルの高い巨大地震警戒の発令時には、津波避難に備え、自治体が1週間の事前避難を求める住民が全国で約52万人、三重県においては約6万6600人と発表されました。多くの方が避難を余儀なくされる状況があるということです。

大地震が発生すれば、三重県の南部地域では、津波が数分で到達する地域がたくさんあります。津波避難タワーの持つ意義は非常に大きい、そんなふうに考えています。

知事の選挙政策集の中でも一番に上げているのが、全ての県民の命を守る三重、そして近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震へ備えるため、国での危機管理の経験を生かし、発生が予想される四つの被害、家屋の倒壊、津波、火災、孤立地域への対策を進めてきましたというふうに言われています。引き続き対策を加速していくというふうに述べられております。

私が思うに、知事の防災意識の高さがうかがわれたのは、今まで県本部に大きな大規模災害を想定した常設の危機管理センターがなかったということです、既存のスペースではありますが、いち早く常設の危機管理センター、オペレーションルーム、シチュエーションルームの設置を行われたことは、大きな前進であったかなというふうに私は思っています。

9月18日に竣工式が行われた紀宝町鵜殿に建設された津波避難タワー、ここは津波到達が5分だというふうに言われております。そこや志摩市国府地

区の避難タワー、浜島地区の避難タワー、伊勢市村山地区の避難タワー、南伊勢町五ヶ所地内の避難タワー、大紀町錦地区の県が関係している津波避難タワーを見てきました。現場を見ることで、各地に建つ津波避難タワーはどれもが同一というわけではなくって、いろいろ地域によってその津波避難タワーの形状が違う、そのように感じました。それはその地域の自治体が独自に設計しているということを言われておったというのも現実にあるというふうに思います。

知事は、令和7年度以降も予定をされている残された津波避難タワーの建設に取り組むと言われております。

先般、舟橋議員からいただいた情報ですが、千葉県匝瑳市で2015年に完成した津波避難タワーが、耐用年数が31年もある中で、完成後10年でさびによる腐食の進行で使用ができなくなったという報道がされておりました。命を守る避難タワーがいざというときに使えなければ、被害はより大きくなるということが想定されます。

避難タワーの建設に向けて、県は各市町とどのように向き合いながら建設を進めていくのか。津波避難タワーを造ることに専念するのはよいことですが、その後の使用方法や既存の津波避難タワーの維持管理や時代に合った改修を進めることは重要なことであると考えています。

私たちは、今までの地震や津波で多くの気づきを得てきました。今できる理想の津波避難タワーの建設を進めなければならないと考えています。部長の考えをお伺いいたします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 津波避難タワーの建設について御質問いただきましたので、御答弁させていただきます。

津波避難タワーでございますけれども、地域住民等が緊急的、一時的に避難することができる施設とされています。

国が示す津波避難施設の設計に関するガイドラインでは、想定する津波に対して十分な高さや避難路が確保されていることなど、避難するための施設

であること、想定する津波の波力による作用に対しても安全であること、津波発生時に直ちに使用ができるようにすることが示されております。

また、備えるものが望ましいものとして、非常用電源や衛星電話、戸別受信機等の非常用通信設備、非常食、飲料水、簡易トイレなどが挙げられていますが、どのようなものを備えるかについては設置者の判断に委ねられております。

しかし、地震の規模によっては、津波の終息までに数十時間を要し、津波避難タワーへ避難した際に一定時間孤立するおそれや発生した時期によりましては、厳しい暑さ、寒さの中での滞在を余儀なくされる場合など、様々な状況が想定されます。

こうしたことから、県といたしましては、津波避難タワーに避難された方にとって良好な滞在環境を確保しておく必要があると考えております。

このため、県内市町に対しまして、トイレや個室といった機能や各種防災資機材を備えたタワーの優良事例を紹介するなど、タワーを建設する際には、避難が長期化する可能性も踏まえた対策がなされるよう促してまいります。

なお、令和7年度に創設いたしましたいのちを守る防災・減災総合補助金では、既存の津波避難タワーの修繕や改修も支援対象としております。例えば、タワー内にトイレのブースを設置することなど、避難者の滞在環境の確保に必要な取組に対して支援を行ってまいります。

〔14番 中瀬信之議員登壇〕

○14番（中瀬信之） ありがとうございます。

避難タワー、新しく建てるものについては、それなりにいろんな設備を、重点を置いてしていくと。

その中で、この前、私も鵜殿の避難タワーを実際に見てきました、数年前に建つたものと比べると、やはり非常にすごいなという思いがありました。

まず、上がるときに階段だけじゃなくてスロープがついている。何でついているんですかって確認したら、やはり高齢者の要望とか、地域の要望が非常に多かったということがあります。なかなか避難タワーにスロープがつい

ているというのは、本当にあまり見ないような状況だというふうに思っています。

それから、津波が到達をしない上層部には、雨風をしのげるスペースがきっちりあって、もちろん最近、トイレ問題ということが避難所には随分言われているということもあって、そこには、男女を分けた多目的トイレというんですか、女性用とか、あとは個室までついている、そういう状況が造られている。

これ、県も入って造られたんかなというふうな思いもあって、ちょっと聞いてみたら、独自でいろいろ計画をされておるというようなことです。防災意識が非常に強い担当者であれば、いろんなことを聞きながら、全国各地の避難タワーとか、そういうことを見ながら建設を進めていけると思うんですが、全ての市町がそうやというふうにはなかなか思えないところがありまして、実際、私が見てきた志摩や伊勢やそういうところを見ると、避難タワーに上がれないところがあるんですよね、上がれなければ何の意味もないですから、鍵がかかっているとか、そういうことをこれからどう解決していくのかなというのは大きなことだと思いますが、先ほど舟橋議員からいただいた情報でも、さびで施設ができない。私も見えてくると、例えば、備蓄品の棚がさびてもう閉まらないとか、ねじがさびておるとか、それはステンレスを使っていないのかどうかって分かりませんが、そういうことも多く発生しているのが現状です。

そういうことから見ると、いざというとき、5分、10分で来る津波に備えて、鍵がないとか、階段一つ登ったらさびておって崩れ落ちたわとか、そんな状況では全然駄目やというふうに思っておりますので、県は、本当に一生懸命になって造ることはもちろん重要ですが、造った後の管理ということも、市町にお任せじゃなくて、一緒にいろんな情報を共有しながら見ていくという方法も私は必要ではないかなという気が非常にしています。

最近、トイレ問題が本當によく言われていますよね。ただ、トイレがついておつたらいいだけじゃなくて、それはより快適じゃないと駄目だ。あると

ころを見てみると、トイレの枠だけが部屋にぽんと置いてあるんですよね。いざというときやつたら、これはやむを得んわなというふうに思いますが、やはりそれだけでは、人権というと変ですが、その人の持つておるプライバシーの問題やつたり、尊厳やつたり、そういうものがきっちり守れるかどうかなどというと、いささか首をひねるようなところもあります。

これから知事は残された避難タワーの設置に向けて進んでいくということを言われております。この頂いた資料を見ても、まだ数か所残つておるところがあるというふうに思いますが、これ、知事には何も聞く予定はなかったんですが、知事、避難タワーについて何か思いとか、そういうものがあれば、少しお聞きしたいなと思います。

○知事（一見勝之） まず、津波避難タワーを造らないかんということで、政策集にも書かせていただきましたが、残り18あった避難タワー、去年三つできて、今年五つ、その五つの中には、議員御指摘のように、紀宝町の避難タワーも入つておるわけでございまして、やっぱりできていくというのは大事ですね。もう計画も、残された10のうちの九つは計画できていますので、あと一つ計画つくれば、形ができていくということあります。

これ、大事なんんですけど、実は、どことはなかなか言いにくいんですけど、私も避難タワーを見させていただいて、かなり古いのもありますし、それからトイレが十分かというのも確かにあると思います。例えば、トイレも水洗を前提としておりますと、震災で水道管が破碎したときとか、あるいは電気が動かんようになるときには対応できないので、雨水をどう使うかということも考えていかなあかんと思います。加えて、津波避難タワーの最上階に逃げたら大丈夫とは思うんですけど、急病人が出たときなんかはそうなんですが、自衛隊のヘリコプターとか海上保安庁のヘリコプターを使ってつり上げ救助をせないかんときも出てくると思うんですけど、実は屋根があるのが多いんですよね。屋根があると、つり上げ救助をやりにくいので、屋上へ出る非常階段みたいなものをどう設定するのかというのもあると思います。

議員御指摘のように、市町の情報、あるいはノウハウだけではなかなか十

分なものができやんという可能性もあると思うので、私ども、これから防災対策部にノウハウを蓄積して、必要に応じて市町の皆さんに情報提供させていただきたいなと考えているところでございます。

〔14番 中瀬信之議員登壇〕

○14番（中瀬信之） 今、知事が言われたように、各市町と情報共有をしながら、よりいいものを造っていく必要があるというふうに思います。

これから建設をされる津波避難タワーについては、最低限、鶴殿の設備とか、そういうものがあるといいのかなというふうに思っておりますが、部長、いかがですか。その辺はもう出来上がっておるんでしょうかね。

○防災対策部長（田中誠徳） ある程度設計が進んでいるところもあると思いますけれども、まだ未着手のところにつきましては、先ほど申し上げたとおり、しっかり情報提供をして、よりよいものができるように市町と一緒になって考えていただきたいと思います。

〔14番 中瀬信之議員登壇〕

○14番（中瀬信之） やはり市町にお任せじゃなくて、あくまでも県が主導ということじゃないと思うんです。情報量は、やはり県のほうがたくさん持っているというふうに僕は思っておりますので、そういう情報をいかに渡してあげるかということが重要やというふうに思いますので、人の命を守るために最高の避難タワーができるように、よろしくお願ひしたいなと、そのように思いますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問となります。

県産木材の利用促進についてということで、質問させていただきます。公共事業における県産木材利用の進捗状況と今後の計画について、これをお伺いするというものであります。

三重の木づかい条例ができて、今年で4年目を迎えます。今回、県産木材の利用促進について伺うことは、令和3年当時の県土整備部への質問に対しての答弁に意気込みを私は感じたからでありますし、言われた5年計画という、今年は4年目を迎えるということもありまして、質問させていただき

ます。

令和3年の一般質問での質問の内容を少しこの場で読み上げさせていただきたいというふうに思います。公共事業における県産木材の利用拡大に向けて県土整備部としてどのように取り組んでいくのかと伺ったということです。そのときの答弁を今から読ませていただきます。

県土整備部は、頻発化、激甚化する災害に対応するためには、生態系が持つ機能を活用した防災・減災対策、いわゆるグリーンインフラに取り組むことが必要である。中でも、洪水や土砂災害を防ぐためには、高齢化し、荒廃が進む森林が持つ機能を取り戻していくことが必要ですと言われています。そのとおりですね。森林が荒れては全ての災害につながる、そのように思っております。

このため、安全・安心な県土づくりを担う県土整備部としても、今後は公共土木工事において県産木材を積極的に利用することで、健全な森林の育成に貢献していかなければならないと考えている。

一方、他県では、和歌山県をはじめ、既に多くの県で公共土木工事における県産木材の利用が進められております。

三重県は、この分野で遅れを取っているというのが現状であります。今年4月に施行された三重の木づかい条例を起爆剤として、今後は積極的かつ計画的な利用を推進していきます。

具体的には、より実効性のある取組するために、今後5年間における利用計画を策定し、県産木材の使用を原則とする土木工事の種類を定め、工事発注の条件とする予定です。

その際、県産木材を利用することによるコストの反映や現場で利用しやすくするようにマニュアル整備等について事前にしっかりと準備をしていくと、また、5年で終わることなく、継続的にさらなる進化を遂げていくことが重要ですというふうに答弁をされています。

策定する計画には、この5年間の取組をしっかりと検証し、その上で、次期計画を策定することを明確に位置づけたいと考えています。

いずれにしても、県土整備部としては、この5年間で他県に追いつき、追い越す意気込みで、そして、次の5年間ではトップランナーになることを目指して、県産木材の利用を進めていくと発言をされています。

令和7年度は、部長が答弁をされてから4年目となり、最終年度となる令和8年度末の計画達成の見通しと、次の5年間で全国のトップランナーになると言われていましたので、トップランナーになるための具体策があれば、併せて御説明をお願いいたします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました公共事業における県産木材利用についてお答え申し上げます。

議員からも御説明いただきましたとおり、県産木材を利用することは、森林の有する多面的機能が持続的に発揮され、防災・減災につながるものであると認識しているところでございます。また、公共土木施設において県産木材を利用することは、グリーン社会の実現や良好な景観の形成に寄与するものと考えているところでございます。

令和3年4月に施行されました三重の木づかい条例では、県が整備する公共土木施設において、県産木材の利用が努力義務として規定されました。

そのため、県土整備部では、令和3年度に公共土木施設の県産木材利用5か年計画を策定し、県産木材を重点的に利用する土木工事の工種を定め、県産木材の利用推進に取り組んでいるところでございます。

現計画の取組の成果でございますけれども、令和3年度から、より一層の県産木材の利用を図るため、順次、適用工種を追加しまして、木製ガードレール工など、現時点におきまして全24工種で県産木材を重点的に利用することとしております。あわせて、計画の推進に向けた推進体制の構築や、工種別の利用基準、適用範囲などを記載したマニュアルの整備も行い、県産木材の利用促進を図ってきました。

具体的な施工事例といたしましては、観光地周辺の国道311号や主要地方道熊野矢ノ川線において、木製ガードレールを設置しており、工事現場にお

いても木製工事看板や仮設防護柵などを積極的に活用しています。

こうした取組の結果、県産木材の利用量は、年度ごとの工事量に左右されるところはございますけれども、県産木材の利用率につきましては、令和6年度において、これ、実績でございますけれども、全工種平均で62%であり、令和3年度の32%より大きく増加しているところでございます。

現計画は今年度が最終年度となることから、これまでの取組で分かってきた課題の検証を踏まえて、次期計画では、県産木材のより一層の推進を目指し、トップランナーを引き続き目指してまいりたいと考えておりますけれども、県産木材のさらなる活用に取り組むことはもとより、やはりいろいろ検証した結果、PRがまだ足りていないということも分かってきましたので、観光地などへの重点利用によるPRであったり、市町、企業への周知などにより県産木材の普及に向けた取組を行い、内外にしっかりと発信していくたいと考えております。

〔14番 中瀬信之議員登壇〕

○14番（中瀬信之） 公共土木工事は、一般の人にはなかなか目につかないですよね。今、言われたように、32%が62%、倍になったという報告をいただきました。

私は伊勢路が好きで、よく熊野方面とか、そちらのほうに行きます。そこから和歌山とか、奈良のほうに向かうと、目立ってガードレールの木質化がありますよね。ああ、ここから和歌山やなとか、そんな思いでいるんですが、今、伺ったところによると、ガードレールの腐食も考えてやっているよということもありますが、なかなか私たちの目に届くということにはならないというふうに思います。

先ほど、部長が観光政策ということも言われましたよね。観光地の中のガードレールとか、鉄製のものが木製に替わる土木工事ということは、観光に来た方々にとっても非常に、この辺、やっておることが随分違うなとか、そんな思いで見ていただくことがあるというふうに思っておりまますので、ぜひとも進めていただきたいなというふうに思います。

今の状況を見ていますと、和歌山県が非常に進んでおったということもありますが、先ほどの国民スポーツ大会じゃないですが、数字を求めて前の人々に追いつき追い越さんというのは、なかなかこういう事業では見えやんというふうに思いますが、和歌山に追いついてきたというイメージがあるのか、部長にお聞きしたいなと思います。

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねどうもありがとうございます。

先ほど御説明させていただきましたとおり、これ、年度ごとにどうしても工事量に左右されるところではございますけれども、令和3年度は32%、昨年度は62%と。今年度も計画を立てておりますけれども、今年度も現時点におきまして、木材利用率は75%、昨年度と比べまして、大体13%程度増やしていきたいと、計画を立てているところでございます。

また、議員から御説明いただきましたとおり、やっぱり観光誘致にとりましても、良好な景観形成というのは非常に重要であると認識しておりますので、この木製ガードレール、こちらももう令和4年度からマニュアル等の整備も行い、いろいろ積極的な利活用を図っているところでございますけれども、今後もより一層の利用促進に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔14番 中瀬信之議員登壇〕

○14番（中瀬信之） 私たち議員は、先進地視察ということで、よくいろんな県に伺うんですよね。ここが非常に進んでいるから、この県、こういうことを見たいなと言うて行きます。三重県の公共土木に関するところがその域に今、達しているかどうか分かりませんが、数字では出やんと思いますが、全国的にこの県の土木が進んだという認識がされれば、三重県以外の県からは、三重県に視察がこれからどんどん来ると違うかなと、そういうふうに思っています。ましてや全国トップクラスになれば、全国からたくさんの視察団が来る。そういうことになれば、少なからず観光面でも貢献できるんと違うかなというふうに思っておりますので、ぜひとも一番を目指すことを積極的に行っていただきたいなというふうに思っています。

公共土木というと、木材の中ではごくごく一部の消費量やというふうに思っておりますが、一つのそういう部門が全面的に全国に響くようなことをすれば、県内の木材利用というのもも、また、山の事業というのもも活性化をされて、より一層森林がいい状況というんですか、そういうことに進んでいくことを私は願っています。ぜひともその一役を担っていただきたいという思いがありますので、ぜひともよろしくお願ひしたいということで、本日の項目はこれで4点終わりました。これで終結いたします。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。33番 村林 聰議員。

〔33番 村林 聰議員登壇・拍手〕

○33番（村林 聰） 改めましてこんにちは。度会郡選挙区選出、自由民主党会派、村林聰です。

本年度は、環境生活農林水産常任委員会と豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会に所属させていただいておりますので、豊かな海実現のための議論などはそちらの場でさせていただくとして、本日はそれら以外の課題について質問いたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

まず、大きな1番として、防災庁地方拠点の県内誘致についてという題名を置きました。

先日、9月24日に14人の町長から連名で、知事に対して、防災庁地方拠点を県内に誘致するのであれば、多気町にある民間施設、VISONが最適地であるという要望がなされたと聞いております。何でも、県が7月頃に行つた意向調査では、およそ半数の市や町が自らの市や町への誘致を望んでいたということあります。そうした自らの利害得失を超えて14もの町の意見が一致し、こうした要望に至ったということは、誠に重みのあることであると考えます。

そこで、お伺いします。知事は、県として、今後、防災庁地方拠点の県内誘致を進めるに当たり、この重みをしっかりと踏まえて取り組んでいっていただけるということでよろしいでしょうか。御答弁をよろしくお願ひいたします。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） 防災庁に関しましては、先頃選出をされました自民党の新総裁、高市総裁も、防災の必要性をお答えになられておられました。内閣が替わったとしても、防災の必要性、そして防災庁の必要性については継続をされるものというふうに認識をしております。

それで、三重県からは6月20日に事務的に内閣府へ要望書を出しました。これ、ほかの県と比べてもそんなに遅くない時期、割と早めの時期であったかというふうに考えています。ただ、大臣にはなかなかお会いできなかつたんです。担当は赤澤大臣で、私の国土交通省時代の2年先輩で、非常に仲よくさせていただいておりますけど、米国の関税の話があって、なかなかお時間が取れなかつたということでしたが、9月16日にお会いしまして、直接、三重県への誘致を要望させていただきました。

その後の9月24日に、議員御指摘のように、14の町がまとまってVISONに誘致をしたいという御要望を承りました。赤澤大臣にも申し上げたんです

けど、三重県に防災庁の地方拠点をつくっていただく意義というのは、やはり地震の被害を受けたときに、最前線に近いところに地方拠点があつたほうがいいんじゃないかということです。事前の準備もそうですし、それから実際に被害を受けたときに自分の目で見て自分の耳で聞いたこと、それを全体のヘッドクオーターであります霞が関に届けるということが非常に重要であり、例えば自衛隊であるとか、あるいは海上保安庁、警察、消防、そういう目を経由して、機関を経由していくよりも、直接的な情報を取れるからということを申し上げております。

現時点においては、各県が要望されておられますけど、地方の拠点、どういうふうに設置するのかということは、国からまだ示されておりません。それに対応する形で、我々もこの地点をということを言つていただきたいと思っていますが、そこがまだ示されていないということと、加えて、県内のほかの基礎自治体から、うちも候補地にしてほしい、したいということをまだ聞いていないところでございます。それはやがて出てくるのかなと思つたりもしてはおりますけど、出てきたときにその理由をお伺いし、国の基準と合っているかどうかというのも見ながら提言をしていただきたいと思っていますけれども、国の基準が出てくるのがあまりにも遅いということであれば、これは必要に応じて事務方に働きかける、場合によると、大臣にお話をするということも出てくる可能性はあると考えておるところでございます。

〔33番 村林 聰議員登壇〕

○33番（村林 聰） 御答弁いただきましたが、その経緯については御答弁いただいたんでありますけれども、私のお尋ねした、14町が一致した要望であるという重みの部分についての答弁が少し足りなかつたと思うんですね。県内の他の候補地がまだ出そろっていないということはおっしゃつていただきましたが、改めてお願ひできますでしょうか。

○知事（一見勝之） 大変失礼いたしました。

それぞれの地域が、例えば町で言いますと、町がそれぞれ誘致をしたいということを聞いておりましたけれども、9月24日の段階で14の町がまとまつ

てVISONで、多気町でということをいただいたということは、これ、非常に大きな話だと思います。私自身も、それから県庁全体もそうですが、それを重く受け止めて対応していきたいというふうに思っております。

〔33番 村林 聰議員登壇〕

○33番（村林 聰） 御答弁ありがとうございます。重く受け止めて対応していただくという御答弁をいただきましたので、ぜひともどうかよろしくお願ひいたします。

では、次の項目へ移ります。老朽化した海岸堤防の整備・改修の加速という題名を置きました。

東日本大震災から15年がたとうとしています。県内の海岸堤防の多くは、伊勢湾台風を契機に造られたもので、老朽化が進んでいます。

東日本大震災が起きて、今すぐは無理でも、これから何年かけて目の前の老朽化した海岸堤防もよくなっていくんだろうなという、そんなふうに思った住民の方が多かったんだろうと思うんですけれども、そうした期待に残念ながら応えられてはいません。

県は重点区域を定めて整備を進めているとのことですが、その重点区域であっても、年間僅か数百メートルずつしかできていない、進んでいないと聞いています。このまま何もせずに南海トラフ巨大地震を迎えたりすれば、何もしなかった責任、行政の不作為を問われかねません。

では、どうすればよいのでしょうか。全体の予算枠、トータルとしてのパイを増やすことが重要です。県内の限られた予算でやりくりするなどというのでは無理のある規模です。市や町も含めた県全体の海岸事業予算がこれまで以上に確保されるよう、国に対してあらゆる機会を通じて働きかけていただきたいと考えます。

そして、もう1点あります。海岸堤防には、県が持っているもののほかに、市や町が持っているもの、そして建設関係以外にも、農林水産関係のものもあります。住民からすると、そうした所管の違いは関係ないわけでして、全体として計画的に進めていっていただきたいと考えております。

三重県海岸堤防連絡調整会議というものがあると聞いています。各海岸管理者が進捗や計画をしっかりと共有して、全体として県民の安全・安心を守れる体制が重要であると考えます。

そこでお伺いします。海岸整備予算に関する国への働きかけ、そして各海岸管理者が連携した海岸整備について御所見をお聞かせください。よろしくお願いします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） お尋ねのありました老朽化した海岸堤防の整備・改修の加速についてお答え申し上げます。

三重県の海岸線延長は、全国で8位の約1083キロメートルであり、そのうち県土整備部で管理する延長は、約309キロメートルとなっています。

南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、県では、津波や高潮・侵食による浸水被害から県民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備を進めているところでございます。

今、議員の御地元の南伊勢町の相賀浦地区におきましても、今年度は1億円弱の予算を活用させていただきながら、高潮対策事業を進めているところでございます。こちらもしっかりと、私のほうでも責任を持ってフォローをさせていただきたいと考えております。

しかしながら、管理延長が非常に長いことから、対策には多大な予算が必要となり、海岸堤防の地震対策、高潮・侵食対策、津波対策を合わせると、現時点の試算でございますけれども、約4000億円の事業費が必要となります。

また、海岸保全施設の工事は、作業船による施工が多いこと、気象・海象や漁業への影響などの制限により施工時期が限られることから、事業の実施にも長い期間を要しているところでございます。

海岸事業予算の確保に向けては、やはり総額の確保というのが、議員からも御指摘いただきましたとおり非常に重要であると考えておりますので、私も責任を持ってしっかりと国に対してあらゆる機会を通じて予算確保の働きかけを行うとともに、令和7年6月に閣議決定されました第1次国土強靭化

実施中期計画の予算も活用しながら、海岸事業を推進し、県民の安全・安心の確保にしっかりと取り組んでまいります。

次に、海岸管理者の連携でございますけれども、海岸事業の実施に当たりましては、海岸管理者間で、事業箇所や整備目標、事業進捗などについて情報共有を図りながら連携して対応することが重要であると認識しております。

このため、各海岸管理者により構成される、これ、メンバーといたしましては、三重県の農林水産部、地域連携・交通部、県土整備部、あとは四日市港管理組合で構成されます三重県海岸堤防連絡調整会議の場を活用しながら、各海岸管理者間での連携をより一層強化し、各海岸管理者間で連携して海岸事業をしっかりと進めていきたいと考えております。

さらに、やはりなかなかハード対策だけでは全て対応するのは難しいことから、ソフト対策といたしまして、高潮により浸水被害が想定される区域について、県が作成した高潮浸水想定区域図に基づいた高潮ハザードマップの作成、配布を関係市町に促し、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に努めてまいります。

市町の取組に対しましては、必要に応じて、県土整備部といたしましても、技術的な支援を行ってまいりたいと考えております。

〔33番 村林 聰議員登壇〕

○33番（村林 聰） 御答弁ありがとうございます。

やはり予算総額の確保が必要ということで、力強く責任を持って国に働きかけると言つていただきました。どうかよろしくお願ひします。

そして、海岸管理者間の連携もより強化していくということでしたので、ぜひともよろしくお願ひいたします。本当に力強く言つていただきましたので、心強く思いますので、どうかお願ひしますね。

一方、津松阪港海岸については国直轄事業であったと聞いております。この事業が令和6年3月に完了しているということですので、新たな国直轄事業なんかもぜひ国へ要望していっていただいて、県内でできるとありがたいのではないかと思います。

南海トラフ地震から国土をどう守るのかと、今そのままの海岸堤防のままでよいのかということを国にもぜひ問い合わせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、次の項目へ移ります。大きな3番として、被災後も住み続けるには速やかな復旧が必要という題名を置きました。

東日本大震災の後には、高台移転の議論で復旧が遅れたように見えましたし、能登半島地震の後には、人口減少に合わせたダウンサイジングの議論で復旧に横やりが入ったように見えました。

地元、五ヶ所浦の一級建築士、大工は、チリ地震津波だったか、昭和東南海地震だったかは忘れたんですけど、そのあたりのときに、とにかく大津波があった翌日には、もう家を建て始めていたとおっしゃっていました。そうでなきや復旧なんかできないとおっしゃっておりました。復旧は遅いと元に戻らない、復旧にならなくなるということですね。巧遅は拙速にしかずというところですかね。

まずは、県土整備部が所管ですけれども、事前復興まちづくり計画を進めるのが大前提です。県がしっかりと入って、市や町と、各集落の100年先の姿まで住民と話し合って計画をつくっていってください。それが、以前から私の主張している地学に基づき、現代の生活様式に合わせた既存集落の再整備にもつながるものと期待しています。

しかし、全ての市や町、全ての集落でこうした事前の復興計画ができる前に、南海トラフ地震などの大災害はやってくるかもしれません。そのときは、事前に計画のないものは速やかに旧に復すとあらかじめ定めておいてほしいのです。そうすることで、復旧、復興期に県外からの横やりが入ることを防ぎ、住民の生活をいち早く元に戻すことができるようになるのではないかでしょうか。

では、お伺いします。事前に復興の計画をつくることは重要ですが、その計画のないものは速やかに旧に復す、元の姿に復旧すると県の計画などにあらかじめ明記しておくべきと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願

いいたします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 大規模災害の被災後の復旧について御答弁いたします。

被災後、一日でも早く日常生活を取り戻すためには、速やかな復旧・復興が必要でございます。

本年7月なんすけれども、私は、平成5年の北海道南西沖地震で大規模被害のあった奥尻島というところへ行つてきました。その中で、奥尻町長から、奥尻島から住民が離れていかないようにするためには、具体的な復旧・復興のビジョンを示し、スピード一の復旧が何よりも重要であったとの意見をいただきました。復旧・復興に当たつての迅速な対応の重要性を改めて認識したところでございます。

本県では、震災発生後に、復興方針や復興計画の策定作業を迅速かつ円滑に進められるよう、策定に必要な事項を整理した三重県復興指針というのを平成28年3月に策定しております。

今後の対応でございますけれども、今年度末に作成する新たな南海トラフ地震の被害想定や、平成28年4月の熊本地震や令和6年1月の能登半島地震等の大規模災害における対応状況を踏まえまして、被災県の事例や有識者からの知見を得ながら、令和8年度から三重県復興指針の見直しに着手していきたいと考えております。その見直しの中で、震災後、地域の実情を踏まえた速やかな復旧・復興につながるよう、記載について検討してまいりたいと思っております。

〔33番 村林 聰議員登壇〕

○33番（村林 聰） 御答弁ありがとうございます。

7月に奥尻島を視察なさって、住民がきちんと生活を元に戻して、残っていくためには、具体的な素早い復旧が必要だったということを実感して戻つていただいたということでもありました。

そして、今後、令和8年度から復興指針の見直しに着手いただくということ

とで、その中に、こうした知見であるとか、有識者の御意見、そしてまた、私が今、提案したことなども踏まえながら、速やかな復旧にどういった記載をするのかということを検討していただけるということあります。どうも本当にありがとうございます。ぜひ私が申し上げたような部分を明記する方向で積極的に御検討いただくように改めて要望いたしまして、この項を閉じたいと思います。よろしくお願ひします。

では、次の項目、大きな4番、ここが大分議論が伯仲しそうなんすけれども、県立高校存在意義の自己否定という題名を置きました。

伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会で、県教育委員会が提案した内容は甚だ遺憾です。特にこの場では具体的に、南伊勢高校度会校舎の募集停止を提案したことについて問題とします。

これまで、小規模な高校をいかに残していくのかという議論を重ねてきました。そして、このことは私が勝手に言っているのではなく、県立高等学校活性化計画にも明記されていることでしょう。少なくとも本冊中の「統合」という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし」という部分に明確に反します。

度会町は、この活性化計画に沿って、県立高校に対して町単予算を投入しています。その度会町に対して十分な説明がなく、納得も得られないままに募集停止案を公表したのでありますから、県教育委員会は自ら定めた計画に反しているということです。ちなみに度会町は激怒しています。

次に、県教育委員会は、統廃合というと、決まって都市部へ向かって集約するのはなぜですか。伊勢市など都市部には私立高校があります。なぜ公立まで都市部に集める必要があるのですか。

公の役割とは、民間の経営が成り立たない部分を補ってこそと考えます。つまり、私立の経営が成り立たないような条件不利地域の教育を担ってこその公であります。このような都市部へ向かってのみ集約をするというやり方は、高校教育を公が担う必要性を自ら否定しているも同然です。

以上について御答弁をお願いします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、答弁させていただきます。

まず、最初にちょっと衝撃的な数字を申し上げます。県全体の中学校卒業者数です。今年3月の数字を100と置きますと、15年前はこの数字は118でした。118だったのが15年かけてどんどん減っていって、今は100です。これが15年後、どこまで落ち込むかといいますと、58です。すなわちこれまでの15年と比べまして、これから15年は2倍以上のスピードで生徒数の減少が進み、現在の6割弱まで落ち込むことが確実視されています。これは確実にやってくる未来です。

伊勢志摩地域においては、生徒数の減少率が県平均より大きくて、15年後の生徒数は現在の5割以下となりまして、地域内に9校ある全日制高校の1学年の総学級数は、現在の29学級から、15年後は多くて14学級、少ないと11学級まで減少するということが見込まれています。

既に高等学校は小規模化しているんですけども、これ以上小規模化すると、小・中学校にはない問題が出てきます。例えば、進学校がその機能をなくしてしまうとか、農業、商業、工業といった学びの選択肢が縮小してしまうと、こういう状況に陥るおそれがありまして、今後、高校教育の質をどのように確保していくのかということが大きな問題になっています。

こうした中、伊勢志摩地域では、定期的に活性化協議会を開催しまして、県立高校の学びと配置の在り方について協議を進めています。ここに参加しているのは、学識経験者、地域の産業界の方、地元小・中学校の校長や保護者、地元市町の教育長などに参画いただいています。

協議会では、子どもたちに豊かな学びを提供することを第一の価値観に据えまして、子どもファーストの視点から検討を行っています。

今年度の検討の中身ですけれども、まず、合意されていることが二つ大きくあります。

一つは、地域内に必ず進学ニーズに応える高校を残そうということです。そのためには、1学年6学級を下回らない規模が求められるんですけども、

それも含めて合意されています。

それから、もう一つは、工業、商業、農業、家庭、福祉、水産という学びが、今、伊勢志摩地域にあるんですけれども、その選択肢をできるだけ維持しようということです。特に水産は県内唯一の学科ですので、必ず残そうということと合意しています。

確かに協議会の委員からは、小規模校には小規模校のよさがあるということと、存続を願う意見もあるんですけれども、先ほど申し上げた二つの考え方と、この小規模校の存続を両立させることは、もはや非常に困難と判断せざるを得ない状況でございます。

今後の学級数減によりまして、15年先の伊勢志摩地域の高等学校数は、3校程度にならざるを得ないというふうに考えています。そこから逆算しまして、令和10年度に想定される大幅な学級減への対応について検討を進めた結果、今回、断腸の思いで、志摩高校と南伊勢高校度会校舎を募集停止とするという案の提示に至りました。

高等学校は、生徒の通学区域が市町の枠を超えて広がる広域対応の学校ですので、その在り方を検討するに際しては、伊勢志摩地域という全体を見据えて、教育の質の向上を図っていくという視点が大切になります。

今後とも、活性化協議会の議論を尊重しまして、子どもたちに最善の教育環境を実現するという観点から、伊勢志摩地域全体の教育の質を高めていくよう取り組んでまいります。

なお、自ら定めた活性化計画に反しているとの御指摘については、令和4年3月に策定しました現行の県立高等学校活性化計画では、15年先までの中学校卒業者数の減少の状況を踏まえると、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にあるとしまして、「1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行う」と明記していますので、整合性に問題はないものと考えています。

それから、どうして伊勢市内にばかり統合していくのかということもお尋ねになりました。これは明確に二つ理由がございます。

それは、学校の再編に伴い、生徒の通学範囲がより広域化してまいりますので、今後残していく学校は、その地域全体から通いやすい場所に設置することが望ましいということです。これが基本的な考え方です。

それから、もう一つ重要なことがあります。高等学校は小・中学校と違って、競争原理にさらされているということです。つまり、生徒は行きたい高校を自由に選ぶことができます。これ、通いにくいところに高校を設置しますと、確実にそこを希望する生徒は減ります。すると、何が起るかといいますと、伊勢志摩地域内の公立離れ、もっと言いますと、近鉄沿線の方々は、松阪地域や津地域に転出していくということが考えられます。すると、先ほど、15年先の伊勢志摩地域の学級数は11学級から14学級と申し上げましたけれども、それよりもさらに減ってしまうおそれがございます。こういったおそれがあるって、伊勢志摩地域全体の地盤沈下を招いてしまう可能性もありますので、そのようなリスクキーな選択は避けたいということでございます。

[33番 村林 聰議員登壇]

○33番（村林 聰） 御答弁をいただきました。

教育長が今おっしゃった答弁というのは、非常に従来型の価値観、東京の論理ですね。結局、効率やお金がどれぐらい効率的に使われるかというような論理でしかなくて、結局その東京の論理に田舎も付き合いをする中で、これまでの田舎が荒廃していったというものをさらに延長させているんだというように捉えざるを得ない答弁でした。

例えば、小規模化すると、進学ニーズに応えられなくて、6学級ないと進学校として足り得ないなんていうのは、何かそういう科学的な根拠があるんですか。仮にですよ、このまま少子化が進行して、伊勢志摩地域に6学級規模の進学校を置けなかったら、もう伊勢志摩地域は終わりなんですか。私は違うと思いますよ。小さくても有力な進学校というのは置けると思いますよ。もう三重県中の人口が減っていって、子どもが少なくなって、6学級なれば進学校じゃなくなるんですか。

そこを、じゃ、一旦答弁お願いします。

○教育長（福永和伸） 要は学級数の規模で定数が決まっています。6学級を切ってしまうと、例えば英語、数学、国語の科目に教員を複数配置できなくなります。すると、習熟度授業ができないとか、大きな問題が出てきます。

あと、例えば理科の教員に2人しか配置できなくて、進学校なら、物理、化学、生物という専門家がいるべきなのに、どれかの科目を専門以外の教員が教えなければならないというようなことになります。こういったことが積み重なって5学級以下になってくると、なかなか進学校としての質を維持することが難しいということでございます。

[33番 村林 聰議員登壇]

○33番（村林 聰） 私とは非常に大きな見解の相違です。私は津西高校でしたけれども、複数の教員がいましたが、生徒側が選択できるわけではありません。例えば、数学の教員が2人いて、評判のいいほうと悪いほうがいて、私は受け持つてもらうておったのが悪いほうだったんだけれども。評判のいいほうの授業を受けたいと思っても受けられない。複数いることの意味ってそんなにあるとは思いません。

また、選択科目の話をおっしゃいました。私はちょっと変わり者なので、倫理、政治・経済と地学を取りました。こちらも確かに津西高校は当時11学級ありましたので、だからということはあるでしょう。ただし、生でその授業を受ける必要がありますかね。私、地学と倫理、政治・経済がオンライン授業だったら駄目だとは全く思わないですよ。そういうことを考えると非常に見解が違うんですね。

これまで、教育委員会は、前の活性化計画だっておっしゃるかもしれないけれども、小規模だからこそできることがあるって、小規模でも子どものためになる教育を模索して積み上げてきたはずです。なので、先ほど子どもがファーストとおっしゃったけれども、規模があるから子どもがファーストだという論理でおっしゃいましたが、これまで、小規模だから子どものためにならないなんていう議論をしてきましたかね。

じゃ、ここで、公式見解で出せますか。小規模校は子どもがファーストじゃ

ないということでいいですか。小規模校は子どものためにならないんでしょうか、お願いします。

○教育長（福永和伸） 小規模校を否定するつもりはございません。今後も地域によってはどうしても募集定数が二、三学級程度に縮小してしまう見込みのところもありますので、小規模校の活性化は引き続き県教育委員会としての大きな課題と認識しています。

ただ、小規模校の限界というか、存続させるにも限度がある、あまりに小規模になってしまふと、例えば、開講できる選択科目が限られて、生徒の多様な進路選択に応じ切れないですとか、社会人目前の学校なのに、多様な価値観の人とふれあう機会が少ないと、部活動の選択肢がないとか、体育の集団競技や音楽の合唱ができないだの、学びの制約があるとか、人間関係が固定化してしまう、いじめなどがあってもクラス替えもできないといったデメリットがあります。

それと、もう一つ申し上げておきたいのは、今回、この再編活性化に関して、中学生や保護者に対するアンケートを取っています。この結果によりますと、中学生が高校を選ぶとき、学習面で重視する上位3項目は、進学や就職など、多様な進路に応じた学習の選択がされること、これが45.1%で一番多く、次に、就職につながる専門的な知識や技能、資格が習得できること、これが29.3%。それから大学進学につながる学力向上を目指した学習ができることが25.6%でございます。こういった生徒の要望に応えていけるということも重要なと思います。

さらに、同アンケートで、高校を選ぶときに、学校生活全般で重視するとの上位3項目は、一番多いのが文化祭や体育祭などの学校行事で66.5%、確かな学力を身につける授業が65.5%、多くの友達や先生と出会えるが55.9%、これが上位3項目でございます。

[33番 村林 聰議員登壇]

○33番（村林 聰） 答弁いただきましたが、結局、小規模校の活性化には取り組むし、子どもファーストではないということはないと。小規模校の存在

を否定しないとおっしゃいました。

多様な学びは、先ほど言ったようにオンライン授業でも可能じゃないですか。保護者アンケートで様々なことをおっしゃいましたけれども、それも、過去、私が教育警察常任委員会に所属する中でさんざん議論した内容じゃないですか。それを改めておっしゃったんですけれども、これまであらゆる機会を通して議論をしてきた内容で、多様な選択科目についてはオンライン授業で、また、今後は人工知能が発達しますから、5年も10年もたつたら、一対一対応で腹に落ちるまで対話型のA Iが相手してくれるなんていうことも十分あると思いますよ。あるいは、部活動などは学校間連携でしっかりやつていきましょうねという議論もしてきたじゃないですか。

様々な友人や先生との出会いということがありましたけれども、学校間連携でも友人と会えるでしょうし、地域の人々と交流して一人ひとりが輝ける場を提供していくというのが小規模校のこれまでの取組であって、今の話と何も矛盾しないじゃないですか。

そういう話だったはずなのに、活性化計画やこれまでの取組を自ら否定して、協議会を隠れみの、盾にして、協議会の意見を尊重するんだと。これ、過去、15年ぐらい前かな、私がこの問題を始めたときの伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会、本当にひどくて、私、傍聴に行ってびっくりしましたよ。やらせというか、シナリオがありまして、もう教育委員会の案がそのまま通っていくんですよ。私の地元の教育長がそれに対して反対意見を言わないので、町長と教育長に談判を行ったわけです。もう言っても無駄なんだと、そんなふうな回答が返ってきて、びっくりして、みんなで取組を始めたわけです。度会町の前任の町長なんかは、何でも伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会が民意だと言ってくるんだったら困るから、地元の度会町に別の活性化協議会をつくって、こちらの民意も示さなかんて言って始まったのが、この小規模校活性化のそれぞれ個別の協議会じゃないですか。だから、今の議論というのは全くおかしいと思います。

多様な学びとおっしゃいますけれども、大規模高校もあって、小規模高校

もあるということが本当の意味での多様な学びの提供だと私は考えます。なので、先ほどおっしゃった競争にさらされておるという中で、都市部にある程度集約することは私も反対していないわけですよ。例えば、6クラスの高校を都市部に認めて、何で周辺部に1クラスの高校を残せないのかと言つておるんです。それも何で40人にこだわるのかと。20人、つまり0.5学級でも、周辺部に何で置けないんだと。それをうまく連携させて、多様な学びをしていてくださいというのがこれまでの議論だったはずですし、県の教育委員会もよくよく理解してもらっていると、私が信頼を持って、15年前とはもう違うんだと思ってこれまで来たのに、今回のようなことがあって大変残念、甚だ遺憾ということあります。

ここまで、県教育委員会の考え方と私の主張する内容の違いが、この議場において大体明らかになったことだと思います。恐らくこれ以上聞いても平行線で、お互い、どちらが間違つておるということもひょっとするともかもしれません。お互いどちらも一つの正解であり、一つの正義を主張しておるのかもしれません。なので、これ以上突っ込んでもいかんとは思うので、教育委員会との議論はここまでとしたいと思うんですけども、もう一度よく考えていただきたいと思います。まだ案を提示した段階ということですのでね。

ここからは、知事部局のほうにお伺いしたいと思うんですけども、ここまで議論をしてきましたこの問題は、教育の範囲に収まらない、度会町だけの問題に収まらない、県と市や町の信頼関係を揺るがす重大な事態あります。事ここに至った原因は、県教育委員会のみに任せてきたことにあるのではないかでしょうか。学校には、まちの中心、拠点機能という意味もあり、まちづくりの観点からの議論も本来は必要です。県教育委員会に任せることで、この視点が抜け落ちています。こうしたまちづくりの観点からの学校配置の仕方や、市や町との関わりの観点について、知事部局もこれからは関与すべきであると考えます。そして、このことは子どもたちのためということと両立します。

地域に関わる主体的な教育をこれまで進めてきたのですから。いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○副知事（野呂幸利） 高校の再編について、地域の在り方、まちづくりの観点から、例えば知事部局も様々状況を把握していると、どういう議論をしてきたのかという御質問をいただいたところです。

教育委員会とは、高校再編の在り方について、状況も聞きながら議論を進めてまいりました。少子化による生徒の減少というのは、避けては通れない、そういう現実があるというふうに思っております。

この状況は、議員がおっしゃったとおり、高校再編の議論にとどまらず、地域の在り方に影響があると認識をしております。

高校再編の議論については、先ほど教育長からも答弁させていただきましたが、様々意見がありますし、教育委員会としては、子どもたちの学びを第一に考えて、県立高校の再編もやむなしと、協議会に提案されたと認識をしております。協議会における議論を踏まえながら、知事部局としてやれることを検討する必要がある。

地域の在り方については、特に再編が進んで、例えば学校を閉じるということになれば、にぎわいなどが失われる。今後、どのように地域づくりを進めていくのか、地域の市町と寄り添いながら考えていくことが大切であるというふうに思っております。

例えば、具体的には、閉校によって通っていた生徒が遠距離通学になるなど、生徒の交通手段、アクセスの問題については、これまで取り組んでもまいりましたけれども、地域交通の充実をさらに進めていく必要があるというふうに考えております。

今後、地域づくりの観点と教育の質の確保という観点から、知事部局と教育委員会が連携して共に取り組むことが不可欠である。地域の特性やニーズを十分に考慮しながら適切に対応してまいります。

[33番 村林 聰議員登壇]

○33番（村林 聰） ちょっと一旦感想を述べていいですか。

今、副知事がおっしゃった中で、市や町と寄り添うとか、交通手段を確保するとか、そういう教育委員会と連携するという部分はありがたい話だとは思うんですけども、今の話だと、結局、活性化協議会とか、教育委員会の結論のとおりにするんだというのが前段にあって、先ほど私が申し上げたのは、いや、そうではない、その前段からこういう観点で関わっていかなければいけないんだということを申し上げたのであって、だから、今の答弁では困るということあります。

知事はいかがでしょうか。お願ひします。

○知事（一見勝之） 人口減少の社会においては、今、議員がおっしゃった御質問、それから教育委員会がお答えしたような話、これは出てくる話であります。人口が増加しているときも問題はないわけではありませんけれども、これはどっちかというとワイン・ワインで終わっていくような話があるんですけど、人口が減少していく中ではゼロサムの話なので、非常に厳しい状況が出てまいります。これは学校だけではなくて、議員も一部御指摘されましたけど、例えば病院もそうですし、それから交通もそうですし、そういった、場合によると社会インフラ、それもどうするのかという議論、ごみ焼却であるとか、あるいは水道だとか、そういったところにも出てくる話だと思います。

考え方はいろいろあると思います。以前、違う御質問への答弁で、正義は幾つかあるというふうに申し上げましたけど、それぞれの考え方は確かにありますので。ただ、大事なのは、やっぱり生徒の利益を第一に考えることでありますて、これは議員もおっしゃっておられますので、ここは齟齬がないと思います。

それから、活性化協議会で出来レースみたいな話、これはよくないに決まっておりまして、活性化協議会というのは議論をする場でございますので、また、その場に入ってこられる方を制限するのもよくないというふうに思っております。いずれにしても、活性化協議会で十分な議論を尽くすことが必要であります。

今回の事例に挙げられた件につきましては、案を提示している状況ですので、これから議論がなされるところです。

学校のクラスの配置、あるいは学校の配置などにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、権限的には教育委員会の権限ということになっております。

ただ、学校は、地域にとっても重要なアセットであるというふうに思っております。アセットというのは資産であり、資源であり、そして財産であるという意味でありますけれども、教育にとっても重要な場所で、これ、当然でありますけれども、教育だけじゃなくて、若い人たちが集まる場ということで、地域にとっても重要なことであります。

繰り返しになりますが、生徒のことを第一に考えるということは言うまでもありませんけど、地域や首長の意見も十分に考慮をするということが必要で、それがこれから活性化協議会で議論される中身であるというふうに考えております。私どもも十分にそこについては注視をしていきたいと考えております。

[33番 村林 聰議員登壇]

○33番（村林 聰） 学校配置の権限は教育委員会にあるという中で、とは言いながら、学校は地域の資源や資産であるというところまで言っていただいたということは大変ありがたいと思います。

ただ、結局、今の御答弁でも、活性化協議会の議論を注視するということにとどまっておりまして、もう一歩進めて、そういう地域づくりとか、県と市や町との関係性みたいなものを先ほど申し上げたわけですけれども、その辺りの考慮みたいなものはないのでしょうか。この学校教育の問題で、下手をすると県と市や町の関係性、信頼関係が損なわれるのではないかということを申し上げたわけですけれども、そうした視点、観点は今の御答弁になかったように思うんですが、いかがでしょうか。

○知事（一見勝之） 県と、それから市や町との信頼関係、これが損なわれるこことはあってはならないこと、適切ではないと思います。したがって、その

ためには、考え方が違う、これは議員と教育委員会も今、お話を伺っていて、そうではないかなと思いましたけど、これはあるわけでありまして、民主主義というのは考え方方が違う人たち、当事者同士が議論をして結論を導き出すということですので、先ほど申し上げた、これは生徒のことをまず第一に考えなきやいけない、教育の話でありますので、保護者も加えてになりますけれども、子どもたちがどう考えておるかというのは一番大事であります。

それを踏まえた上で、地域としてはこうあってほしい、こうあるべきであるという意見は当然あると思いますので、まずは活性化協議会で議論をすることになると思います。ただ、そこでの議論が地域にとって適切な方向ではない、これ、よくあることあります。考え方方が違う者同士の議論になりますので、その場合に、例えば我々への要望というのは出てくる可能性があると思います。その時点で、我々としてはどういうふうに対応するのかということを場合によっては教育委員会とも話をしながら、さらにそれを地域活性化協議会で、議論は拡散するとよくないと思いますので、議論するは一つにすべきだと思いますけれども、我々が聞いた話を教育委員会に伝え、活性化協議会でさらに議論を深めてもらう、それが大事かなと思っておるところでございます。

[33番 村林 聰議員登壇]

○33番（村林 聰） 御答弁ありがとうございます。

最終的には、活性化協議会の議論という中でしたけれども、例えば町から要望が出てきたりとか、そういうような話があれば、そこで町と協議したりとか、そういうことはしていただけるという御答弁だったと理解します。

まだ今日、議論が、知事部局がどうこれから教育に関わっていくのかという部分にいきなり踏み込んでいったわけなので、今日の答弁が全てであるとは思っていないので、ぜひ私が述べた観点から、さらに知事部局として関わることなんかをこれからも模索して、検討していっていただきたいと要望いたします。よろしくお願いします。

最後に、この項目の提起をしておきます。

このままでは、日本中の田舎から学校がなくなってしまいます。今のここまで議論、皆さんに聞いていただいたと思うんですけども、結局、小規模校を存続させるには、地方がその負担に耐えられないということですね。この国の形として、本当にこのまでいいのでしょうか。このまで、この国の未来、地域の未来は明るいのでしょうかということを提起いたします。答弁は結構です。

では、この項を閉じて、大きな5番目の項目へ入ります。

小規模高校における募集方法の柔軟な見直しという題名を置きました。

小規模校においては、県立高等学校活性化計画に基づいて活性化協議会を開いています。そこでは、有識者や商工会などの諸団体など、地域を挙げて、生徒数の確保、受験者数の増加に向けて努力をしています。町においては、町単予算まで、魅力化のために投入しています。

ところが、現行の受験ルールでは、そこまでして増やした受験者に不合格を出さざるを得なくなってしまっており、理不尽です。例えば、前期試験に35人の受験者が来てくれたのに、20人までしか合格させられないというのが現在のルールです。

そこでお伺いします。県の計画に従って、地域を挙げて生徒数の確保に努力しているのに、その努力が報われない制度は大問題です。活性化に取り組んでいる小規模校にまで一律の制度を押しつけるのではなく、努力が報われる見直しをすべきと考えますが、いかがでしょうか。御答弁お願いします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、小規模高校における募集方法の柔軟な見直しについて答弁申し上げます。

現在の本県の入試制度は、複数回の受験機会を望む中学生に配慮しまして、平成20年度入試から、評価方法の異なる二つの選抜、いわゆる前期選抜と後期選抜を実施しています。前期選抜では各学校、学科の特色に合わせて、面接や作文、実技などを、後期選抜では5教科の学力検査を実施いたします。

現行制度に変わる以前の入試制度には、二つの大きな課題がありました。

一つは、職業学科の高校を中心に、現在の前期選抜に当たる入試での募集人数を、定員の50%を超えて設定する学校が増加しまして、5教科の学力検査で選考する募集人数が狭まっていたということです。

もう一つは、早い時期に合格した中学生が、卒業までの学習意欲を保ちにくくなるという問題です。

この問題を解決するために、現在の制度では、前期選抜で募集する人数に上限を設けています。職業学科の高校では上限を定員の50%までに制限、普通科高校は5教科の学力をより重視する方針から上限を30%にしています。

一部例外があります。体育・芸術系の学科などで、学力検査より実技検査のほうが的確に判断できるというような場合は、100%前期で募集しているという場合もございます。

小規模校に関してのことですけれども、この小規模校の募集人数について、今まで何もしなかったわけではなく、既に議員御指摘の趣旨で、平成31年度入試から、1学年3学級以下の普通科高校の前期選抜の募集人数、普通は30%なんですけれども、この小規模校は、職業学科の高校と同じく入学定員の50%を上限にしているところでございます。

本県の入試制度では、受験生に2度の受験機会を確保することを重視しています。生徒は前期にチャレンジングな受験をしまして、後期により安全な受験をするというような対応をいたします。これ、前期であまりに取り過ぎてしまって、不合格になった子が後期に受けようとしたとき、その募集人数がすごく狭まっているということであれば、それは弱者の目線から反するのではないかというような気がいたします。こうした生徒の思いに応えるためにも、特別な理由がない限り、受験機会を前期選抜のみに限定するようなことは適切ではないと考えます。

御提案をいただきましたので、引き続き、現場の意見も聞かせていただいて、検討課題とはいたしますけれども、現時点では慎重に考えなければというふうに考えています。

[33番 村林 聰議員登壇]

○33番（村林 聰） 御答弁をいただきました。

事前の意見交換で聞いていた内容よりも後退しましたね。事前の意見交換で聞いていたときには改善に取り組むということだったんですが、現在の御答弁だと、改善を検討はするけれども、変えることについては慎重ということですね。

先ほども言いましたけど、小規模高校に対してですよ、町を挙げて物すごい数の有識者、その地域にとっては有力者と言ってもいいような人たちを大量に巻き込んで、生徒を、受験者数を増やすために、活動をすごくしておるわけですよね。そこまで教育委員会に言われてやったのに、不合格を出さなあかんというのはどう考えても理不尽なんですよ。なので、やはり選抜制度を一律に考えておられるので、そういうことが起きるんだと思うんです。小規模高校にふさわしい、なじむ選抜方法というのを、これまでのことであるとか、今のような話から離れて、全く真っさらに新しく検討いただくということはできませんか。じゃ、答弁お願いします。

○教育長（福永和伸） やはり教育委員会では、子ども目線というのが何より大事でございます。過去に50%を超えていたというようなことで、後期選抜に当たる入試の人数が定まっていたというところを是正したところがございますので、そこはしっかりと踏まえていかなければならぬと思います。

あと、一律っておっしゃいましたけれども、ほかの学校では3割、30%のところを小規模校は50%に上げています。ここをまずは限界にしたいなと思っています。人数の確保に苦労している学校は、小規模校以外にもたくさんございます。ここで緩和をしてしまうと、そちらのほうの学校からも要望が上がってきて、なかなか歯止めが利かなくなるおそれもありますので、子どもとしてはこのようなことでやっていきたいと思っているんですけども、いずれにしましても、現場の意見も聞きながら判断しなければならないと考えます。

[33番 村林 聰議員登壇]

○33番（村林 聰） 現場の意見をよく聞いて、今後、判断していただくということですので、今日のところはその答弁をもって収めたいと思うんですが、もう十分私の意は伝わったと思うので、繰り返さないんですけど、しっかりと、小規模校にこれだけ厳しいことをしておいて、その努力が報われないことまでするということは、やはり理屈に合わないように思います。

また、度会町長は、募集停止という負の風評を県の教育委員会が振りまいた責任があるともおっしゃっております。来年度以降、できれば来んといってくれという意味とちゃうんかということを度会町長はおっしゃっておりました。できれば来んといってくれというマイナスの風評を振りまいた高校に対して、努力した受験者数も確保できないような受験制度を継続するんだという答弁をしてしまったというふうに私は捉えます。

話をさらに広げると、伊勢志摩地域以外にも、県内にはほかにも小規模校はたくさんあるはずですね、飯南高校とか、白山高校とか。そうしたほかの小規模校についても同じような悩みがあるはずですので、地域の実情に応じてしっかりと検討いただきますように要望いたします。

と言ったら、あと2分しかないんですね。残りの項目については、発言通告のときに申し上げましたけど、どうも総括質疑の機会をいただけるようなので、ふさわしいものについては総括質疑の場で聞かせていただこうと思っております。

じゃ、答弁まではできないでしょうけれども、次の6番の看護職員の持続可能な働き方を、少し頭出しといいますか、どういう課題があるのかというところだけでもお聞き取りいただきたいと思います。

看護職員の持続可能な働き方という題名です。

看護師の仕事が非常に忙しいということで、やはり資格を持つ看護師には、看護師にしかできない仕事に専念してもらうというのがよいと考えます。意外かもしれません、事務仕事が多いと聞きます。例えば、大量の同意書を扱っていて、その整理などにも追われているそうです。これまで、看護補助者により活躍してもらうにはという質問をしてきましたが、まだまだ看護補

助者には、ベッドメーキングなど、ケアや介護のイメージがあると聞きます。本来の看護補助者の業務の中には、事務的なものもありますよね。そういう情報発信に期待するところです。

答弁はもう時間がないので求めませんけれども、国の方針性には合致しておると伺っておりますし、来年度以降、さらにいろいろな取組も考えていただけるということですので、今後、ぜひ現場の声を聞いて、どういう方向で取り組んでいったらいいのかということをしっかりと検討して、よりこの取組を進めていただきたいと要望いたします。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） 御指摘、よく分かります。看護現場が非常に大変になっているのは事実です。教員の現場も同じであります、さらに命を扱っており、看護補助者について、国の方針も同じような方向で出てくるというふうに聞いております。我々としてもしっかりと対応していきたいと思います。

[33番 村林 聰議員登壇]

○33番（村林 聰） ありがとうございます。時間ですので、終結します。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開

議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。4番 伊藤雅慶議員。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇・拍手〕

○4番（伊藤雅慶） 改めまして、皆さん、こんにちは。三重郡選挙区選出、新政みえ会派の伊藤雅慶でございます。

まず、質問に入らせていただく前に、一見知事、そしてまた4人の新人の議員の皆さん、このたびは御当選、誠におめでとうございます。皆さんと一緒に仕事をさせていただくことを大変うれしく思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひをいたします。

あと1点、大阪・関西万博に行かせていただいて、先般も三重のお祭り大集合へ行かせていただきまして、本当に大変すばらしい催しにしていただきました。感謝申し上げます。三重県ブースのところでも、地元の御在所岳、これをパネルにしていただいて、そのバックで写真も撮らせていただきました。各地区にいろいろな配慮を持っていただいて、本当にいいイベントにしていただいておりました。特に、祭りのときの知事の最初の挨拶がフランス語でおっしゃられたということで、大変驚きと、本当にさすがだなというふうにも思いましたので、今回の万博、残り1週間でありますけれども、本当に皆さんに行っていただいて、特に三重の魅力を感じていただけたらなというふうに思っております。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず、大きな1番、アートをテーマにした三重の新たなプロモーションについて～里海（離島）里山、里まちを舞台に「美し国みえ」らしい芸術祭の開催を～であります。

三重には、風光明媚な里海、里山、そして大都会とは違うふるさとを感じる里まちがあり、我々県民や来訪者に癒やしを与えてくれます。

私はこのすばらしい自然や景色、風景、暮らし、文化など、ふるさと三重を再確認し、さらに魅力を発信するため、アートというテーマで県内をプロ

モーションすることを提案いたします。この視点は、景勝地や絶景ポイント、文化財など、今ある地域資源も、また、新たな作品も、全て個々人が持つ美意識や表現次第でアート作品に落とし込めるところによさがあり、幅広い市民活動を包括できると考えるからであります。

また、自然やその土地、住民との調和を図りながら、新たな価値を見いだすアートプロジェクトに地元地域、県内外、国外の皆さんのが直接的、あるいは間接的に関わってくださることで、まず、交流人口が増え、その土地や人のよさを知ることで関係人口が生まれ、ひいては様々な地域課題や社会課題の解消に結びつく地域振興につながるものと考えるからであります。

今回の提案は、アートをテーマにした県のプロモーションですが、その集大成として、芸術祭の開催も見据えています。三重県が企画しながらも、県は参画を希望する各市町の実行委員会等のつなぎ役、取りまとめ役で、全てを担うことは全く想定していません。それは、それぞれの地域の主体性を尊重することが魅力的な個性を生み、一層興味深く、面白い企画になると考えるからであります。美術館や博物館をはじめ、関係団体等との連携による芸術祭の開催を期待しております。

ここで、まず、パネルを見てください。（パネルを示す）今回は分かりやすさから、造形物と風景を中心に好事例を挙げさせていただきます。

まず、里海開催というところでは、私は、瀬戸内国際芸術祭を思い浮かべます。この写真、10年前に直島で撮った写真ですが、フェリー乗り場近くに世界的なアーティストの草間彌生さんの作品があります。左下の赤いカボチャであります。当時からすごいインパクトで、外国人旅行者もたくさん見えていました。島内では、古民家を使ったアートや、また、古民家を改造したショップ、飲食店等があり、島民ガイドの姿もありました。私には、瀬戸内海の風景も、島民の暮らしも、文化も、全て作品に感じました。また、安藤忠雄氏が手がけたベネッセハウスも一見の価値があります。

ちなみに、本年の芸術祭の春会期期間、約1か月間に直島を訪れた方は、人口約2900人に対し約11万人あったようであります。

次に、里山開催のイメージとして、（パネルを示す）長野県の美ヶ原高原美術館を御紹介いたします。

ここは、北アルプス、南アルプス連峰や富士山、御嶽山が一望できる高原に、1981年6月に開館した美術館で、現在350点ほどのアート作品が常設展示されています。訪問した当日も、多くの方が大自然の雄大な景色やその自然と調和したアート作品に見入っていました。

里まち開催については、商店街等のまちなかアートや公園、港湾、駅周辺、商業施設、文化施設、交流施設等に溶け込み、人々の目を引く様々なアート活動をイメージしています。新たな地域資源の創出で、まちの活気やシビックプライドの醸成につながることを期待しています。

さて、三重県において、アートの舞台の一つとして頭に浮かべたのが、今回、離島でありました。8月に、これまで来訪経験がなかった答志島、坂手島、間崎島を訪れ、限られた時間で島民の方々と交流をさせていただきました。また、三重県離島振興計画にある全6島について、鳥羽市、志摩市の行政担当者と意見交換もさせていただきました。その中で、人口減少や高齢化、産業、生活インフラ、福祉などの課題がある現状もお伺いしました。また、地域資源の発掘や課題解消に向けた事業展開などに心血を注ぎ、懸命に取り組んでおられるその姿も分かりました。様々な課題が山積する現状は現地でも感じましたが、同時に魅力の宝庫であると強く感じたところでもございます。お世話になった行政職員の皆様や島民の皆様に心より感謝申し上げます。

るる申し上げましたが、私は三重県全域を舞台にしたアートによるプロモーションや芸術祭は、県並びに地域にぎわいと活気を生み、美術や芸術、食、歴史、伝統などの文化振興や観光振興にとどまらず、産業振興や教育振興など、幅広い地域振興につながると考えています。さらに、離島で開催となれば、島文化の維持・伝承や防災、福祉、防犯、新たな産業の創出、移住促進、公衆衛生の向上、インフラ整備の促進等、大きく離島振興につながるものと考えています。

経済効果についても一部調べました。瀬戸内国際芸術祭が2019年開催で約

180億円、コロナ禍の2022年開催でも約103億円。新潟県の大地の芸術祭が2018年開催で約65億円、2019年から3か年では約83億円。あいちトリエンナーレが2016年開催で約63億円がありました。

また、財源確保等については、国の地方創生関連予算や離島であれば離島活性化交付金の活用、このほか、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの募集等が考えられ、県や市町等の負担軽減が図れるものと考えます。

地域振興、とりわけ離島振興に話を戻させていただきますが、瀬戸内の男木島では、人口が200人を切っていたところ、この芸術祭開催を機に移住者が急増し、休校していた小・中学校や保育所が再開したという放映を見ました。島に子どもたちの声が戻ったというコメントをされた高齢女性の笑顔が印象的でした。

三重県の離島も魅力的で、歴史・文化を感じるすばらしい島ばかりでありました。人も温かく、ゆったりと穏やかな時間が流れしており、私は現代にこそ必要な環境だなというふうに改めて感じたところであります。

改めて申し上げますが、三重県にはすばらしい自然、山、海、川、そして街があります。地域資源や潜在能力の高さは他県に負けていない、そのように私は思っております。

また、アートは、人の捉え方や美意識で全てを作品に変える力があると思っています。アートの力を借りて、三重の里山、里海、里まちをプロモーションしていただき、地域再生、地域振興、地域活性化につなげていただきたいと思います。担当部長の御答弁を求めます。

〔長崎禎和政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（長崎禎和） それでは、アートをテーマとした新たなプロモーションについて御答弁申し上げます。

人口減少や高齢化をはじめとした様々な課題に直面する中でも、三重県がさらなる発展を遂げるためには、その魅力を効果的に発信し、全庁を挙げて戦略的にプロモーションを図っていく必要があると考えております。

このため、令和6年5月に、本県の豊かな地域資源を活用し、三重の魅力

を効果的に発信し、認知度向上を図ることにより、選ばれる三重・多くの人々を引きつける三重を実現し、地域の活性化につなげていけるよう、三重県プロモーション推進方針を策定したところでございます。

先ほど議員御説明のありましたように、本県には、伊勢神宮をはじめ、熊野古道伊勢路、伊賀流忍者といった特色のある歴史・文化、英虞湾をはじめとする自然、イセエビ、松阪牛などの食をはじめとした数多くの地域資源がございます。これらの地域資源とその価値、魅力を効果的にプロモーションすることで、地域の活性化にもつなげていけるものというふうに考えております。

先ほど議員から御紹介のありました、アートをテーマとした新たなプロモーションにつきましては、里海、里山、里まちの魅力としての大自然が織りなす風景や壮大な景観、歴史的建造物などを自然や人の営みが生み出した芸術、アートとして評価をし、そのプロモーションを図ることで、地域の活性化に生かしていこうとするものと認識しております。瀬戸内国際芸術祭や越後妻有アートトリエンナーレなどが該当するものと承知をしているところでございます。

このように、アートをテーマとすることも地域資源を活用したプロモーションの手法の一つであり、亀山市内などにおきましてもそのような取組があることは把握をしておるところでございます。まずは、他の事例なども参考にしながら、県としてもプロモーションの在り方について検討していくたいというふうに考えております。

今後とも、豊かな地域資源の魅力を国内外にしっかりと発信し、本県のさらなる認知度向上につなげていけるような取組を進めてまいります。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。よろしくお願ひをいたします。

御答弁にあったように、亀山市では、2008年から芸術祭が開催され、芸術文化振興や国際交流をはじめ、広く地域活性化が図られていると伺ってい

ます。

また、来月ですが、地元菰野町でART TOUR KOMONO 菰山展が開催されます。（パネルを示す）テーマは、「地域の作家×古民家展示＝アートで美意識を鍛える」であります。湯の山温泉エリアをはじめ、自然美や歴史文化漂う古民家5か所で、アート作品を見て楽しんでいただきながら、改めて街や地域、三重県のよさを知っていただく周遊型企画になっています。参加する作家の方々は、菰野町、四日市市、鈴鹿市、いなべ市、津市の方々で、県内に豊富な人材がおみえになることも分かります。知事にもぜひ足を運んでいただけたらなというふうに思っております。

このほか、フランスにも、ナントという現代アートを楽しめる街があると聞いています。ナントには歴史的建造物も多くあるため、街全体が美術館とも評されています。知事はフランスに精通されており、私以上にアートの力を分かっておられるかなというふうにも思っております。

また、今回のアートプロジェクトの中で御提案したいのが、障がいのある方の作品、いわゆる障がい者アートの発信であります。ぜひ様々なグッズのデザイン等にも採用していただいて、その収益を作家はもとより、障がい者福祉の財源に還元できれば、持続可能な自立支援体制が構築できるのかなというふうな考えも持っております。そういった仕組みづくりも念頭に進めていただくよう、御検討いただければと思います。

少し手元に、（実物を示す）こういったポーチを持ってきました。これは障がい者アートのほうで有名な株式会社ヘラルボニーという会社のポーチであります。障がいのある作家の方を異彩作家というふうな呼び名で、海外のハイブランドや日本の企業、これはJALのファーストクラスのアメニティになっております。こういったところとの連携を進められております。こういった取組もぜひ研究していただきたいなというふうに思っております。

私は芸術祭を伊勢神宮のあるこの三重県で開催する発信力は、国内旅行者にとっても、また、インバウンドにとっても大きなインパクトを持つものだというふうに考えております。特別な体験を求めて神宮に来られる方が多い

と聞き及んでおりますので、アートツーリズムは非常に親和性が高いと考えています。実際に多くの実績を上げている各地の芸術祭をぜひ参考にしていただきながら、三重県の課題解消につなげる仕組みを構築し、平和で文化的な祭典として開催を検討いただきたいと思いますが、知事はどう思われますか、お伺いします。

○知事（一見勝之） 御質問をお伺いしていまして、2007年の10月に、当時、大臣秘書官として、冬柴元大臣と御一緒に直島を訪問したことを思い出しました。草間彌生さんのオブジェだけではなくて、地中海美術館にはモネの睡蓮もありまして、多くの観光客が来られていました。

観光には三つの要素がありますということを、今までこの議会でも申し上げましたけど、一つは宿泊、ホテル、それからもう一つは食、そしてもう一つが観光資源ということなんんですけど、欧米の人をはじめとして、多くの観光客は、日本人もそうやと思いますけど、芸術とか美術、それを見に行って自分の教養を刺激するということがあると思います。アートについては、三重県では、先ほどの部長答弁の中で、亀山市でやっているということでありますけれども、観光客を多く引きつけるということもありますし、もつと言うと、子どもたちの知育というのでしょうか、教育にもプラスの方向があると思いますので、そういう機会を我々もこれからも考えていきたいと思います。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 知事、ありがとうございました。私も同じ思いでありますので、ぜひ前に進めていただけたらと思います。

いろいろとパネルを用意しました。もう足早に行きます。これは風景とか、離島のパネルであります。（パネルを示す）これ、見てください。まず、獅子岩、赤目四十八滝、そして、また、こちらですね。（パネルを示す）丸山千枚田、四日市コンビナートの夜景、青山高原、そして地元なんすけれども、竹成五百羅漢であります。私が撮りました。そして、これ見てください。（パネルを示す）答志島へ行かせていただいて、いろんな海の幸もありまし

たけど、きれいな風景もありました。漁港に行かせていただいたら水温がちょっと高いので、魚は前よりすぐに揚げると弱るようになったというような実態も聞きながら、いろいろと交流させていただきました。

次、見てください。（パネルを示す）坂手島であります。鳥羽マリンターミナルからすぐ近いところですけれども、もう全てがアートであります。こちらも見てください。（パネルを示す）間崎島、こちらの路地なんかも島を象徴するような通路なんですけれども、すごくすてきです。あと、（パネルを示す）神島と、（パネルを示す）神島、菅島、ここまでですね。こんなところがあります。

あと、写真は撮らせていただいていないんですけども、渡鹿野島、ここもハートアイランドというところで有名でありますので、ぜひ皆さん、御承知おきいただきたいなと。後ほど島にまた行かせていただきたいというふうに思っております。

そして、例えばミジュマル公園やポケモンのスタンプ、こういったところではポケモンとの御縁ができたなというところも感じておりますし、前よりもさらに御縁ができたのかなと思いますし、また、この間のスタジオジブリとのコラボで、三重県総合文化センターの開館30周年記念、こういったところでも、著名なそういった会社といろんな御縁ができましたので、ぜひ御相談もされながら、芸術祭につなげていただくようによろしくお願ひをいたしまして、2番の質問に移らせていただきます。

続いて、2番であります。

1年前、一般質問の場で執行部に対し、みえガーデンツーリズム協議会、当時は準備会がありましたけれども、ここに参画をしていただいて、国の制度への登録に向け協働していただくように御支援を求めました。提案後、一見知事をはじめ、観光部の皆さんが積極的に取り組んでくださって、本年4月に三重の計画、伊勢國お庭街道が見事、東海3県で初めてジャパンガーデンツーリズムに登録されたところであります。庭園関係者の方々に改めてお祝いを申し上げますとともに、県行政の取組、また、官民連携に深く敬意と

感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。おかげさまで、伊勢國お庭街道は、国土交通省が目指す観光形態を具現化するものとして高く評価され、現在も他の事例に波及をしていると聞き及んでいます。

決定後、4月26日に第42回全国都市緑化ぎふフェアのぎふグリーン・ライフフォーラムの会場で登録証交付式が行われ、私と同じ会派の稻垣議員と共に立ち会わせていただきました。

また、フォーラムでは、自然と共生したウェルビーイングな暮らしをテーマにトークセッションが行われ、改めて緑化の重要性を感じたところであります。

さて、みえガーデンツーリズム協議会の資料を見せていただくと、本計画には、現在、桑名市の六華苑、菰野町の横山氏庭園、鈴鹿市の伊奈富神社庭園、津市の真宗高田派本山専修寺雲幽園、同じく津市の北畠氏館跡庭園、松阪市の旧長谷川治郎兵衛家、玉城町の玄甲舎の7庭園が参画され、庭園観光、庭園巡りを通して、来訪者が街道周辺の食や歴史、伝統文化、産業に触れながら、宿泊や周遊、滞在を楽しむ旅を推進しています。豊富な食文化や温泉文化等を有する三重の魅力と、海外でも人気の庭園というコンテンツの組合せに、県内、国内の観光客はもとより、インバウンドの増加も期待するところであります。

そこで、本計画の今後の展開をお伺いします。また、県の観光施策や観光課題の解消にどうつなげていくのか、お伺いします。

〔塩野 進観光部長登壇〕

○観光部長（塩野 進） ガーデンツーリズムの推進等についてお答え申し上げます。

みえガーデンツーリズム協議会におかれましては、庭園を活用した周遊観光の促進に向け熱心に活動されておりまして、特に東京や名古屋などを出発するバスツアーについては、年間160回以上実施され、中には完売するツアーもあるなど、人気があるというふうにお聞きをしております。

本県の観光施策においては、まず、高付加価値旅行者をはじめ、インバウ

ンドの誘客強化が課題であると認識をしておりますが、庭園は、こういった方々の旅行目的となり得る重要な観光資源でありまして、歴史的背景やストーリーも併せて発信をすることで、インバウンドを含めた観光誘客につなげていきたいと考えております。

今年度は、国内外の多くの方にガーデンツーリズムを知っていただくために、7月に東京で開催しました観光説明会におきまして、約200名のメディアや旅行事業者の方に向けて、みえガーデンツーリズムの取組を御紹介させていただきました。

さらに今後は、みえガーデンツーリズムの取組と歴史街道や伊勢西国三十三所観音巡礼、餅街道などの歴史や食文化を組み合わせることで、旅行者の周遊を促し、滞在性を高めていきたいというふうに考えております。

引き続き、みえガーデンツーリズム協議会としっかりと連携をしながら、次期神宮式年遷宮も見据え、国内外から多くの旅行者にガーデンツーリズムや現代のお伊勢参りを楽しんでいただき、県内を周遊し滞在いただけるように取り組んでまいります。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。

伊勢國お庭街道の今後の展開に大きく期待をする中で、私が県に求めたい課題、役割をもう少し述べさせていただきたいなというふうに思っております。

まず、協議会の事務局であります。現在は菰野町観光協会が担っておりますが、やはり広域的に進めていただくには、県域の組織が担うべきかなというふうに感じております。

お庭街道の鍵は、登録されている7庭園がそれぞれを核に観光地エリアを広げる一庭一旅の確立と、現在であれば、7エリアの観光連携にあると考えております。そのためには、県域の組織が事務局を務め、そして各観光協会等の関係組織の人材育成を図り、地域資源を生かした魅力的な観光地エリア、一庭一旅の確立や、あるいはそれぞれでツアーなどの観光商品が組める、そ

んなんような体制づくりかなというふうに思っております。それを県としては牽引をしていただきたい、それがまず1点であります。

本協議会は、式年遷宮のある2033年までに本計画を醸成させて、令和のお伊勢参りの往路をこの伊勢國お庭街道で、そして復路を伊勢西国三十三所観音巡礼で来訪者におもてなしをしたいというふうに伺っております。引き続き、官民の役割分担と役割連携で、感動的な三重旅が実現することを改めて御期待申し上げます。

また、本計画のみならず、県の立場、領域で、県内の観光事業者や旅館業者の皆さんたちと連携強化をしていただきたいと思うのが、食のインバウンド対応であります。食文化や食習慣の違い、宗教上の制約がある、その条件の中で感動を与えられる日本食メニューを提供できるか否か、これがリピーターの確保にもつながるというふうなことを聞き及んでいます。この件についてもさらに研究をしていただきて、必要に応じて県全体で取り組んでいただきたい、そのことを申し上げておきます。

引き続き、私もお庭街道の皆さん方と、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、全国都市緑化フェアの誘致についても御提案をいたします。

全国都市緑化フェアとは、昭和58年から毎年、全国各地で開催されている国内最大級の花と緑の祭典で、本年は先ほど申し上げたように、岐阜県で開催されました。

さきに申し上げたように、今回の交付式が都市緑化フェア会場で行われたように、ガーデンツーリズムとの親和性が非常に高いことや花とみどりの三重づくり条例を制定していること、そしてまた、伊勢志摩国立公園、室生赤目青山国定公園、鈴鹿国定公園をはじめ、すばらしい森林環境を有していることから、三重県での開催は非常に適しているのではないか、そのようにも思っております。

伊勢國お庭街道に参画する7庭園や県内の洋風ガーデン、植物園、梅林公園、桜の名所などの事業者や管理者、関係者にも御協力をいただきて、その

資源を拠点として生かしていくことで、限られた予算であっても大きな成果が得られるものじゃないかなというふうに考えます。

また、各市町との連携により、都市整備や環境整備、あるいはまちづくりにおける緑化推進、環境美化にもつながることが期待できます。

日本庭園や温泉、食、巡礼など、三重の文化の裏づけとなる森林環境、自然共生の学びの場、魅力発信の場として全国都市緑化フェアの誘致についても力を入れていただきたいと思います。担当部にお伺いをします。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（上村 告） 全国都市緑化フェアの開催についてお答え申し上げます。

議員からも御紹介いただきましたけれども、全国都市緑化フェアは、都市緑化に関する意識の高揚や知識の普及、官民の協力による都市緑化の推進、緑豊かな潤いある都市づくりの実現、これらを目的に、毎年、都市公園をメイン会場として開催されている、国内最大級の花と緑のイベントでございます。

各地区での開催事例によりますと、フェア開催期間は約一、二か月で、その来場者数は100万人規模となっており、都市緑化意識の啓発や情報発信だけでなく、開催地の魅力を知っていただくことによる観光振興等の経済的な波及効果も期待しております。

この都市緑化フェアにつきまして、県内での開催を想定した場合、メイン会場となる県営都市公園には、常設の花壇や式典を開催できる施設がなく、駐車場やアクセス面においても、来場者の受入れ体制が十分ではないため、大規模な再整備を実施する必要があると考えております。

さらに、開催期間中の式典やイベントの実施、開催後のレガシー継承に向けた関連事業の展開等も含めますと、多年にわたり組織的な対応や相応の財政措置を要することが想定されます。

本県では、先ほどもお話をございましたが、令和15年の第63回神宮式年遷宮や令和17年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会といった大型イ

ベントが予定をされております。

県土整備部としましても、これら大型イベントの関連事業の実施とともに、南海トラフ地震への対応といった防災・減災対策やインフラ施設の老朽化対策等を重点的に進めていく必要があり、こうした状況を鑑みますと、全国都市緑化フェアの近年での開催は、組織的にも財政的にも難しいと考えております。

本県では、令和6年3月に、花とみどりの三重づくり条例に基づく基本計画を策定し、花と緑が活用されたまちづくりを実感いただけるよう、文化の振興や学校での教育活動、花の名所づくりの推進などの施策を関係部局や市町と連携して進めているところでございます。これらの取組は、全国都市緑化フェアの目的にも通ずるものと考えております。このため、まずは、花とみどりの三重づくりの取組を着実に積み重ね、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重の実現を図っていきたいと考えております。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。

旧来のやり方ではなかなか難しいなというような感覚かなというふうにも受け止めましたが、新たなやり方というはあるのかなと私は思っております。

6月18日に三重テラスで開催されました伊勢國お庭街道誕生セミナーにお邪魔をさせていただきました。このときに、国土交通省の都市局の担当室長と少し意見交換もさせていただきましたが、まずは伊勢國お庭街道はジャパンガーデンツーリズムの代表的な計画になるというふうな御評価をいただきました。また、全国都市緑化フェアの三重県開催についても、ふさわしいのではないかとの感想も伺ったところでありますので、先ほども申し上げましたけど、ぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思います。しかるべきときにお願いします。

そして、伊勢國お庭街道に話を戻しますが、国の登録をされてから、県外出張の際にはお会いする方に必ず宣伝をするようになりました。反応はすっ

ごくいいです。皆さん、本当に興味を持っていただけます。そして、先日も全国組織の方から参画の提案を受けました。

今後も、この協議会の皆さん方と、関係者の皆さん方と一緒にになって、御縁の輪を広げながら、例えば健康系、あるいは医療系、スポーツ系、ガストロノミー、温泉、幅広いツーリズム等と連携をして、誘客や活性化を図ってまいりたい、そのように思っております。

また、足立美術館に代表されるように、自然と調和した日本庭園はアートと評されています。海外からもたくさんの方がお見えになっております。1番目に提案したアートプロジェクトとの連携も非常に効果的と考えます。これらの連携の先に三重から始まる新たな都市緑化フェアの形も見えませんでしょうか。これについては、私からまた知事に御検討いただきたいことをお伝えしまして、次の質問に移ります。

次に、大きな3番であります。

令和5年12月の一般質問の際にも、テーマの一つとして獣害対策を取り上げましたが、重要なことがなかなか進んでいないということもありましたので、今回、改めて県民の皆さんや観光客への安全確保、危機管理対策として真剣に訴えをさせていただきます。

当時も申しましたが、人と野生動物のすみ分け、ゾーニング管理を早く進めてください。また、河川内の土砂や雑草雑木、荒れた河川敷の放置は慢性的な河道狭窄を招き、豪雨の際、河川の氾濫や流木被害を引き起こし、災害を甚大化させることはもちろんのこと、再度申し上げますが、野生動物のすみかや、あるいは獣道をつくっているのと同じであります。先日も自宅近くの朝明川潜水橋に鹿3頭が出没したと報告を受けました。現場、見てください。（パネルを示す）納得されると思います。これが川です。県土整備部には、ゾーニングを効果的に行うためにも、しゅんせつに加え、河川や河川敷のジャングルを一掃していただいて、河川環境整備を徹底するよう強く求めます。

次に、前回と同じ項目の資料を担当部に作成していただきましたので、御

紹介をいたします。

まず、1の1であります。（パネルを示す）三重県における野生鳥獣による農林水産業被害金額であります。

次に、1の2であります。（パネルを示す）こちらは、獣種別の農業被害金額であります。直近では、どちらも令和3年、4年と下がっていたのですが、令和5年、6年と、ゆっくりですが増えてきました。過去のピークに比べれば少ないものの、また、物価高等の影響は否めないものの、獣害被害が増加傾向にあるとの緊張感を引き続き持っていただきて、対策を講じていただきたい、そのように思っております。

（パネルを示す）次に、2の1の鹿、イノシシの交通事故件数であります。どちらも共に増加傾向ですが、見ていただくと、鹿に至っては直近の5年で倍増しております。住民にとって身近な危険でありますので、引き続き関係機関と連携をしていただきて、注意喚起や安全対策をさらに講じていただくようにお願いをいたします。

（パネルを示す）次に、2の2、2の3の列車と鹿、イノシシとの衝突件数ですが、紀勢本線、名松線は対策の効果が出てきたように思っております。改めて感謝申し上げます。近鉄大阪線でも、津市と伊賀市区間で対策が始まつたと伺っています。引き続きの取組をよろしくお願いいたします。

（パネルを示す）次、③であります。イノシシ、鹿、猿の捕獲頭数ですが、分析はこちらのほうにコメントで入れていただいたので、少し御覧ください。

（パネルを示す）続いて、4の1に移ります。鹿の生息頭数の推移ですが、右の下のほうに四角囲みであります。令和8年の目標値が設定されています。引き続き、こちらを目標に取り組んでいかれるということを伺っております。

（パネルを示す）次に、4の2であります。こちらは鹿の生息密度であります。私の地元、菰野町が、1平方キロメートル当たり平均で41頭と、最過密状態がありました。実は菰野の湯の山温泉には、傷ついた鹿が湯につかり傷を癒やした鹿の湯伝説というのがありまして、同名所のすてきなお宿も

ございます。鹿にとっても住みやすいまちは誇りでもあります、一方で獣害も絶えませんので、関係者には引き続きの対策をお願いしたいなというふうに思っております。

明日ですが、獣害の対策と特産品の創出や地域活性化等の観点で、三重ジビエでかつ菰野町産鹿肉を使った創作料理の試食研修会がこの湯の山温泉で開催されます。害獣から地域資源へ、野生肉の活用で食文化を広げる取組に今後も応援していきたいなというふうに思っておりますし、県のほうも引き続き応援をお願いします。

次に、熊対策ですが、前回の質問後、庁内連携会議を発足していただいたり、あるいは情報発信の手段としてツキノワグマ出没情報マップやスマアラートの運用も開始していただきました。改めて感謝を申し上げます。

また、今回、新たにアプリも導入されるとのことでありましたので、どのような機能があるのか、また、県独自のバージョンアップも可能か否か教えてください。

加えて、現状の、先ほど例示した情報発信手段との兼ね合い、これについてもまた教えてください。

さて、全国では、登山道や集落等で熊に襲撃され死亡する事例も複数報道されています。亡くなられた皆様に心からお悔やみを申し上げます。

この状況の中、高濃度のカプサイシンが噴射成分に入った撃退スプレー、いわゆる熊スプレー、これの偽物が出回っていると先般報道を見ました。この熊スプレーもどきは対人用の催涙スプレーと同程度で、熊には全く効かないようであります。大変小さいと聞いています。有事の際、信頼して使用した結果、最悪の事態も考えられます。このような情報を県としても確認をしていただき、必要に応じて広く注意喚起をしてほしいなというふうに思っております。

加えて、三重県のツキノワグマは、紀伊半島地域個体群で三重県指定希少野生動植物種に該当することから、これまで対応に苦慮をされてきましたが、昨今の出没件数等から考えて、個体数も増え、希少種ではなくなってき

たように感じています。もしそうであれば、保護を前提としつつも頭数管理すべきではないかと、これまでも私自身申し上げてまいりました。

9月1日には、日常生活圏域に出没した熊等により人身被害が及ぶと判断し、一定の条件を満たした場合、市町村長の判断で緊急銃猟が可能となる改正鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が施行されました。これらのことから、人と野生動物のすみ分けを最優先にゾーニングを実施しつつ、人の命に関わる場面では適切な行動ができるように、三重県のツキノワグマの保護管理の在り方を見直し、また、改正法にのっとった対応ができるよう、関係者との連携を望みます。

以上、獣害対策について担当部長の御答弁を求めます。

〔枠屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枠屋典子） それでは、獣害対策についてお答えをいたします。

野生鳥獣による農林水産業被害金額は、先ほど議員からも御指摘いただきましたとおり、令和5年度以降、増加するとともに、ニホンジカ等による車両衝突事故の発生ですか、人の生活圏へのツキノワグマの出没が急増するなど、人の生活が脅かされているような現状でございます。

県では、野生鳥獣による被害防止に向け、市町等と連携しまして、侵入防止柵の整備等を進める被害対策、それから生息調査や捕獲を進める生息管理、そしてこれらの取組を強化するための基盤となる集落ぐるみの体制づくりに総合的に取り組んでおります。

また、先ほど御紹介いただきました令和5年12月に、府内に三重県鳥獣被害対策連携会議を設置いたしまして、関係部局が一体となって獣害対策を推進しているところでございます。

それと、人と野生動物のすみ分けを図るゾーニングにつきましては、下草の刈り払いなどによる見通しのよい場所、緩衝帯の整備、放置果樹など誘因物の管理、除去を進めています。

ツキノワグマ対策につきましては、パトロールや出没情報の発信に加えま

して、外出先で出没情報を確認でき、出没場所に近づいた際に警告を受け取ることができるスマートフォンアプリの導入、それからツキノワグマの分布域の拡大と生息数の増加を踏まえまして、ゾーニングや管理の視点を盛り込んだ三重県ツキノワグマ管理計画の策定、鳥獣保護管理法の改正により可能となったツキノワグマの緊急銃猟を想定した机上訓練を進めているところでございます。

今後も市町や関係者の皆様とともに、ゾーニング管理による人と野生動物のすみ分けを図り、獣害被害の軽減につなげてまいります。特にツキノワグマにつきましては、今後策定する計画に基づき、人身被害や人の生活圏への出没の防止に取り組み、県民の皆様はもとより、本県を訪れる方々の安全・安心につなげてまいります。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。ぜひよろしくお願ひします。

熊対策でもう少し言及させてください。

出没訓練ですが、熊の行動範囲は1日20キロメートルと言われております。市町や県の境目を容易にまたぎます。そういうことからも、机上訓練だけではなくて、実地訓練も含めた、いわゆる発見者の通報から現地捕獲までの一連の訓練を、関係者を交えて全市町で行ってください。このほか、マニュアルの作成や、あと追跡用のドローンも必要かと思いますので、ドローンの活用、あるいは熊用の盾、あるいは熊防止のヘルメット、そういうものの整備、そして、事務がうまくいくことを想定して、緊急通報ダイヤル、こんなものも用意したらどうかなと私は思います。住民にも、観光客にも分かるところに貼っていく。そういうところの開設なども幅広い対応をぜひ御検討いただきたいなと思います。そのダイヤルであれば、例えば90で始まる数字をいただいて、熊嫌、9018とか、あ、熊やって、908とか、といったところでぜひ考えていただくと皆さん分かりやすいかなと思いますので、これ、御一考をお願いしたいなと思います。

そして、次、（パネルを示す）この5番です。熊出没件数もお伝えします。今年度の9月10日現在で48件ということで、昨年度の162件のペースよりも鈍化していますが、ぜひ油断はしていただかずに、緊張感を持って前述の取組をお願いいたします。

続いて、「針広混交林」化等による森林再生についてお話をさせていただきます。

なぜ野生動物が人里に下りてくるのか、有識者の多くの皆さんは山に餌場がなくなったからというふうにも、それも一因やと言われます。私はさらに様々な要因により個体数が増えて、先ほどの熊もそうですけれども、餌場が足りなくなってきたのかな、そんなことも少し想像いたします。

そこで、私からは、森林管理の担い手が不足する中、熊をはじめとする野生動物が再び山奥で住みやすい環境を構築すべく、森林組合等関係者や所有者が既に管理しにくい場所、林道から離れた山奥等は天然更新化をさせて、再び木の実をつける広葉樹林を造って餌場にすることも検討いただきたいなというふうに思っております。これをすることで、先ほどのゾーニングが一層効果的に働くものかと思います。天然更新や針広混交林化を進めることについて、再度部長にお伺いします。

〔枡屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枡屋典子） それでは、針広混交林化についてお答え申し上げます。

森林は、野生動物の生息の場となるなど、生物多様性保全にも重要な役割を果たしております。この機能を高める上で、針広混交林化は非常に有効な取組であると県でも考えております。

このため、県では、広葉樹や下草などが茂る森林環境づくりに向けまして、人工林を繰り返し間伐し、広葉樹の導入を促す針広混交林化にこれまで取り組んでまいりました。

また、令和元年度からは、国の森林環境譲与税を活用しまして、市町が主体となって林業経営に適さない人工林を針広混交林化する取組なども始まつ

ておりますて、県は市町に対し、広葉樹の導入につながる間伐方法などの技術的な助言を行っているところでございます。

今後も、野生動物とのすみ分けを図るゾーニングの考え方に基づき、人里に野生動物が下りてこなくても生息できる環境整備に向け、針広混交林など、多様な森林づくりを進めてまいります。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 御答弁ありがとうございました。よろしくお願ひをいたします。

先日、三重県森林組合連合会の方からも、現場では刈り控えや刈っても植えられない森林があること、新たな担い手確保が難しいこと、熊被害の危険性があることなどの実態から、一部を天然更新することが現実的との意見も伺いました。

中長期的な対策になるかも分かりませんが、熊をはじめ、野生動物が人里に下りてこなくていい環境をつくっていくことが必要だと思います。関係者がおっしゃる現実的な問題も受け止めながら、人も動物も共存共栄できる森林環境を再構築していただくようお願い申し上げ、最後の質問に移ります。

4番目の質問であります。

南海トラフ地震の発生確率が、今後30年以内に60%から90%程度以上と高い割合を示す中、近年、災害が激甚化、頻発化しています。県行政においては、国や市町、関係組織、団体等と連携し、防災・減災、危機管理体制の強化を図りながら、県民の命と暮らしを守っていただくよう切に願います。

このような中、各消防本部と共に、地域防災を中心的に担っていただいている消防団の団員数が、人口減少や少子化、働き方改革や価値観の変容などから減少しています。

全国においては、令和6年4月1日現在、消防団員数は約74万7000人と、3年間で約6万人減少したと伺いました。

三重県においても、本年4月1日の調査では、定員数1万3880人に対し、団員数は1万2111人と、約87%にとどまっていることから、団員確保は喫緊

の課題であると考えます。

このような実態を踏まえ、総務省消防庁は令和7年1月に、消防団員の確保に向けたマニュアルを策定しました。本マニュアルは全93ページあり、全ては御紹介できませんので、（パネルを示す）大きく九つにまとめられたポイントだけ紹介します。

まず1番、地域の現状を把握する、2番、消防団の魅力を明確化する、3番、認知度や関心度を高める、4番、機能別団員・機能別分団制度を活用する、5番、事業所との連携、6番、大学等との連携、7番、地域との連携、8番、消防団の負担軽減等の働き方改革を進める、9番、ハード面等の環境整備を進めるであります。このように、国では課題整理が行われました。

ここで、団員の声を一部紹介しますと、会社員の方からは、勤務時間中の訓練、災害で席を離れるのが難しい。交代勤務も多く、訓練や大会の日程が合わない。自営業の方からは、仕事に追われ、活動が大変との意見が出ました。

また、関係者に伺った話では、現在の運転免許制度において、所属分団のポンプ車が運転できない方も多く、準中型や中型の取得に要する時間や労力、費用が必要になることから、予算面や車両更新などで支援を求める声がありました。また、団員の待機場所を整備する際の補助制度がなく、環境改善が図れない、そんな声も聞きました。

このほか、様々伺いましたが、やはりさきのマニュアルの5番関連として、消防団活動に御協力いただく事業者等の優遇措置をさらに手厚く、活動しやすい環境をつくることが必要だと感じました。また、8番、9番についても、各地域関係者の意見をしっかりと聞いていただいて、実態把握に努めて、必要な予算の確保も含めた消防団活動の環境整備に努めることが重要だと感じました。どうか本気で取り組んでください。よろしくお願いします。

県として、団員確保に向けて国のマニュアルをどう生かすのか、現状と課題、展望にも触れながらお伺いします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 消防団員の確保に向けた取組について御答弁いたします。

県では、毎年、県内全ての消防団、市町との意見交換を実施しまして、消防団員の現状を把握するとともに、県消防協会及び市町と連携し、消防団員の確保に向けまして、女性、学生、機能別団員の入団促進や活動環境の整備などによる退団抑制など、様々な取組を行っております。

御質問にございました、国が令和7年1月に作成した消防団員の確保に向けたマニュアルには、防災フェスや駅構内など多くの県民の目にとまりやすい場所での広報や、消防団詰所による女性更衣室の整備、資格取得への補助など、これまで一応本県が取り組んできた内容が含まれるとともに、県内市町における優良事例が複数紹介されております。

例えば、事業者との連携につきましては、引き続き県入札制度における加分措置や消防団協力事業所への継続的な表彰制度、企業等に向けた消防団活動への理解、協力促進における市町支援を行っていくとともに、多くの店舗に御協力をいただいている消防団応援の店の周知に取り組んでまいります。

ほかにも、ハード面等の環境整備につきましては、車両、資機材、安全装備品等の整備などについて支援を継続してまいります。

引き続き、マニュアルの趣旨に沿いまして、ハード、ソフト両面での市町支援や多様な主体との一層の連携に取り組むとともに、国に対し財政支援を要望するなど、消防団員の確保を支援してまいります。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

次に、誰もが適切に避難できる体制整備についてもお伺いします。

私が、防災県土整備企業常任委員会に所属させていただいた2年前から、本件について様々な提案をさせていただいております。内容によっては平時の多文化共生の役割も果たすものと考えますが、情報保障としてやさしい日本語の活用や多言語の対応、相談窓口の設置、外国料理店等への支援協力依頼、公共や民間と連携したデジタルサイネージの活用による緊急情報割り込み配

信、公式防災アプリなどあります。アプリによる避難誘導は、知事の強い御意向もあり、みえ防災ナビとして導入されており、大変感謝をしております。さらなる機能向上として提案をしております音声ナビ機能や多言語への簡単な切替え、こういったところも早く導入していただきたいなというふうに思っております。あと、デジタルサイネージの防災への活用も公共性の高いところから適宜導入をしていただきたい、そんなことも思っております。

以上、国籍問わず、誰もが適切に避難できる体制整備として申し上げました具体策についての取組状況を教えてください。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） 私のほうから、まず、外国人住民の適切な避難に向けた取組について答弁をさせていただきます。

まず、台風が本県に接近するなど、災害への注意を促す必要がある場合は、多言語で生活情報を提供しています、M i e I n f oと呼んでおるんですが、そういった多言語のホームページで外国人住民に注意を呼びかけております。

また、本県に震度5強以上の地震が発生するなど、大きな被害が見込まれる場合には、みえ災害時多言語支援センターを設置しまして、災害情報をやさしい日本語を含む多言語で発信をしております。

このほか、市町と連携しまして、外国人防災リーダーを育成しています。外国人防災リーダーの方が、例えば避難所での外国人受入れ訓練にも参加しまして、通訳や翻訳などを行っております。

今年度は新たに、これまで育成した外国人防災リーダー同士のつながりや出身国の大連館、領事館とのネットワークづくりを進めまして、災害時に関係者が連携した支援ができる体制づくりに取り組むこととしています。

また、避難所での外国人受入れ訓練を通じまして、日本人住民と外国人住民がコミュニケーションを取りまして、互いに助け合える多文化共生社会づくりを進め、誰もが安全に安心して避難できる体制の強化に取り組んでまいります。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 防災アプリの機能追加とデジタルサイネージの活用について御答弁いたします。

現在、県が運用している防災アプリ、みえ防災ナビは、日本語のほかに8言語に対応しております、外国人の方に利用していただくため、先ほど環境生活部長の答弁にございました外国人向けホームページのM i e I n f oでの紹介や外国人を対象とした防災セミナーにおいて使い方の説明を行っております。

アプリは令和6年11月の運用開始後も、分かりやすい防災情報の提供を目指しまして機能追加を行っており、本年6月には目が見えづらい方に防災情報を探する耳で聴くハザードマップとの連携を行いました。

現在、避難先への地図による道順案内を提供しておりますけれども、音声による案内も追加してほしいとの御要望も寄せられておりますので、多言語に対応可能な地図アプリとの連携について、年内をめどに機能追加をいたします。

また、言語切替えにつきましては、アプリを起動させるスマートフォンのオペレーションシステムによって設定方法が異なりますので、現在、県のホームページで切替え方法の案内を掲載しておりますので、その周知を行うことで対応したいと考えております。

次に、デジタルサイネージによる防災情報の提供でございますけれども、多くの方が集まる場所での効果的な情報提供の一つと考えています。現在、四日市市において市内の公園に設置したデジタルサイネージによる情報提供の取組が行われており、本年度には災害情報共有システムのLアラートとの連携が行われる予定でございます。

こうした取組成果を県でも注視するとともに、国が防災技術を有する企業と自治体との間をマッチングする防災×テクノロジー官民連携プラットフォームというのがございまして、そこでもデジタルサイネージについての情報を収集し、その活用手法を調査していきたいと考えております。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 両部とも前向きな御答弁、本当にありがとうございます。
引き続きよろしくお願いをいたします。

三重県は外国人材の確保や、あるいはインバウンドを推進しています。その背景を踏まえて、誰もが安全に避難できる体制整備、さらに進めていただきたいなというふうに思っております。

再び消防団員の確保に話を戻しますが、9月12日に県北部を襲った豪雨災害では、四日市市に甚大な被害をもたらすと同時に、地元菰野町にも大きな被害をもたらしました。（パネルを示す）菰野町では、時間雨量最大値で137.5ミリを記録し、床上床下浸水や護岸並びに道路のり面の崩落等が複数発生しました。（パネルを示す）この右の写真が知り合いから送られたんですけれども、もう川になっています。これ、ミルクロードがありました。今回の豪雨災害により被害に遭われた全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

床上浸水被害に遭った菰野町の御夫婦からは、店舗入り口に水が見る見る流入する中、近所でお店をしている消防団OBの方が、豪雨の中、駆けつけてくれて、水をかき出してくれたこと。その後、消防団員の方も合流していただいて、一緒に水かきや土のう積みをしてくれたこと、そして何よりその消防団員の方がずっと大丈夫やでなと声をかけてくれたことが本当に心強かったというふうにおっしゃってみえました。私も消防団のOBとして大変誇らしく、うれしく感じたところでもございます。

団員の皆様、本当に仕事や子育て等でお疲れの中、地元地域のために全力で、時に命がけで御活動いただいておりますことを、県民の1人としてこの場から、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。どうか御自身と御家庭の安全を最優先で活動してください。また、県民の皆様には、消防団活動並びに団員確保に向けた取組に今後とも御理解いただくようお願い申し上げ、早口になりましたが、私の質問を終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

休 憇

○副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。43番 中森博文議員。

[43番 中森博文議員登壇・拍手]

○43番（中森博文） 皆さん、こんにちは。本日は中秋の名月でございまして、6期トリオのトリとして登壇させていただきました。自由民主党会派の名張市選挙区選出の中森博文でございます。よろしくお願ひいたします。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

先週の3日深夜、名張市の国道165号で高校生を含む男女5人が死亡し、1人が重傷を負った痛ましい事故が発生しました。お悔やみとお見舞いを申し上げ、いま一度、交通安全の意識を高めてまいりたいと存じます。

さて、一昨年の全国都道府県議会議長会創立100周年に、女性や若者、勤労者など、多様な人材が参画できるよう取り組むとの宣言がございました。

そのことを受けまして、議会改革推進会議の会長、故三谷議員、幹事長の私の関係もあって、三谷さんの御了解を得て、全国都道府県議会議長会に対しまして、懇談会の設置をお願いさせていただいたところ、中森さん、それはちょっと難しいんちゃうかというようなこともありましたけれども、頑張ってというような励ましの言葉もいただきまして、そのことを受けまして、我が県議会の杉本熊野議員の御尽力によりまして、多様な人材が輝く議会の

ための17の提言をまとめさせていただきました。昨年、稻垣前議長の下で実践が始まりました。

また、今年の3月、故三谷会長から私に議会改革シンポジウムの参加へ、中森さん、大丈夫やろうかな、来てくれんねんやろうかなと、こんなお言葉をいただき、私から、富山県、石川県、福井県、佐賀県、北海道の各議会の議長をはじめ、元議長など、多くの議員の出席を得ることができまして、ほっとされていました。よかったです。こう思い出されるわけでございまして、改めて故三谷議員の御冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、一見勝之知事におかれましては、2期目の御就任、誠におめでとうございます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

また、今回、新たに御当選されました4人の議員の仲間の皆さん、よろしくお願ひいたします。

今回も江戸川乱歩の話をと思ったんですけれども、今回は名張のまちづくりに大きく貢献されました藤堂高吉公の、藤堂の話をさせていただきたいなと。藤堂といえば、ある人は九州の博多の藤堂さんか、ちゃうちゃうちゃう、議会の藤堂さんか、ちゃうちゃう、藤堂高吉公であるということを冗談で話をしておりました。

このたび、来年放送予定のNHKの大河ドラマ「豊臣兄弟！」において、ドラマの主役である羽柴秀長の養子として深い関係がございまして、名張市の歴史と文化を広く発信する絶好の機会と捉え、藤堂高吉公の顕彰会が立ち上りました。

高吉公顕彰会では、江戸時代の初期の武将でございまして、名張藤堂家の祖である高吉公の功績を広く周知し、そのゆかりの地を守り、後世に伝えるとともに、郷土愛と先人を敬う心を育む活動が始まっております。御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）これは名張藤堂家邸跡の前で、うちの市長と、もう一人、お持ちの方は、会長に就任されました、はなびし庵といつて、影絵で有名な劇団ふたりの御主人でございます。

先月、藤堂高吉公を象徴する、先ほどののぼりが50本作られまして、名張藤堂家邸跡、菩提寺であります徳蓮院、寿栄神社、宇流富志禰神社など、高吉公にゆかりのある場所に設置されております。NHK大河ドラマ「豊臣兄弟！」に、名張市をはじめ、藤堂家ゆかりの地が放映されることを御期待いただきたいと思います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず最初に、新内閣についてでございます。

一昨日、自由民主党総裁選挙により、高市早苗氏が第29代自由民主党新総裁に就任しました。また、来週の臨時国会で、新首相の指名選挙が行われ、高市早苗総裁が第104代内閣総理大臣に指名されることが確実と報道されております。

昨年10月の一般質問で、就任早々の石破総理への知事の思いをお聞きしました。知事からは、特に地方創生に期待するとのコメントをいただいたところでございます。

そこで、新内閣に何を期待されるのか、知事の思いをお話しいただければと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之）　首班指名の国会が、15日からひょっとしたら延びるかもしれないという議論がある中でございまして、新総裁御誕生に当たって、私の考えをまず申し上げたいと思います。

希望することは、一番大きいのはやっぱり少数与党の解消ということでございまして、もともと少数与党というのは、これ、ある意味言語矛盾みたいなところがありまして、ヨーロッパでもいろんな政党があります。ドイツとか、フランス、イギリスもそうなんですが、与党を形づくるときには、政党同士が議論して多数をつくるというのが通常でございまして、少数与党であれば予算も法律もなかなか通せないので、安定化がないというのが一番の問題です。私、海上保安庁で安全保障をやっていまして、当時、安倍政権でしたが、当時の対外政策を担当する内閣官房副長官補といろんな議論をしまし

たけど、やっぱり安定政権というのは非常に重要だというふうに思いました。いろんな国があります。一党独裁に近い国家もありますし、長期独裁的な政権を続けている国家もありますが、日本はそういう国々と伍してやっていかなきやいけないということでありまして、そういう国々としっかりとやっていくためには、安定的な政権が必要だと思いますので、少数与党の解消をまずやっていただきたいと思っております。

それから、やっぱり今回、知事選挙でも思いましたが、若い層をどうやって取り込んでいくのかということも非常に重要ななと思います。

その上で、総理となられた場合に、私どもとしてお願ひをしたい点は、やっぱり一番大きいのは人口減少対策でございます。フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、ドイツの大臣をやっておられたとき、出生率の上昇につきまして心を碎かれて、実現もされました。

今回の総裁選で、人口減少についての議論が5人で闘わされたというのがなかったのは、非常に残念であります。東京は東京で、これはオリンピックゲームをやってもらわなきやいけない、人材も企業も集めてって、それはそうなんんですけど、もはや地方には東京に人材を送り出す機能、インキュベーター機能というものがなくなってきたというふうに思います。それは結局、国力の低下につながりますので、全国知事会議でも議論していますけど、知事会議の議論は実は東京対地方って感じになつていて、これは決して日本にとっていい話じゃないと思っています。国がさばかないと駄目なんだと思うんですけども、まだ国が、例えば人口減少対策庁をつくって、東京にとってはこう、地方にとってはこうということをやっていただきいていいので、ぜひ新内閣にはそれに取り組んでいただきたいという思いが強いです。

また、女性初の内閣総理大臣になられるということでありましたら、ジェンダーギャップの解消にもぜひ前向きに取り組んでいただきたい、これ、人口減少対策の中の一部かもしれません。

それから外国人政策、これは総裁選のときに議論があったと思います。知事会議で私も提案しましたけど、国がメッセージを出すべきであります、

そのメッセージはやっぱり国としてまだ足りていないような気がしますので、そこをしっかりと出していただきたいということと、もう一つは、ややちっちゃな話になりますけど、太陽光発電への対応、これは高市新総裁も総裁選のときにお話をされていましたので、太陽光発電への対応も含めまして、自然再生エネルギーをどうするのかということを国としてしっかりと提案していただきたいと思います。

三重県は三重県の考え方を打ち出しましたけど、やはり自然再生エネルギーをどうするのかというのは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法もありまして、国が考える部分が非常に大きいんですね。というか、国じゃないと決定できないと思います。

私は県議会の提案もいただきながら、三重県の方針を出しましたけど、海上風力発電の撤退を三菱商事もするということになりました。であれば、どうやって自然再生エネルギーを継続的に伸ばしていくのか。太陽光発電についての規制を国がするのであれば、どんな形で再生可能エネルギーの実現をするのか、そういったことも御議論いただきたいなというふうに思っているところでございます。

[43番 中森博文議員登壇]

○43番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。

幸いにも私は総裁とは接点がちょっと多いので、機会をつくって、知事の思いをお伝えさせていただきたいと存じます。

私からも一言、3度目の挑戦で、高市早苗新総裁の誕生、心からお喜び申し上げたいと存じます。政治に関する国民の信頼回復はもとより、本年11月、自由民主党結党70年、自主憲法制定の精神に立ち返り、安倍晋三元総理の志を継承し、強い国力と日本の未来を守り抜くとの決意の下、国のかじ取り役と経済政策、地方創生をしっかりと行っていただくことを大きく期待するものでございます。

今、お話がありましたように、地方においては財源がやはりどうしてもつきものでございまして、国による交付税であり、いろんな補助金であり、制

度、国から地方に対する思いを我々は要求するわけで、国からもしっかりと構築していただきなくてはいけないと。いわゆる、補助金であれ、交付金であれ、財源がないと国もなかなか難しいわけでございまして、その点、なかなか国民の思いと、願いとか、期待するところと、なかなか整理がしにくい部分があるのではないかなどということも含めまして、去る7月30日に、与野党6党におきまして、ガソリン税の暫定税率の廃止について合意されております。今後、代替財源の確保はどうなるのかなと、ガスの流通やら、地方財政の影響などがどうなるのかな、こんなことが懸念されているところでございます。

そこで早速、8月8日、全国石油商業組合連合会常務の講師によりまして、暫定税率廃止等についての研修会を実施しました。研修会では、自由民主党の3会派の議員をはじめ、石油関係団体、市町議会の議員、県当局の職員も御参加いただきました。

実は、平成21年に税制改正によりまして、道路特定財源制度は廃止されております。ガソリン税及び軽油引取税が一般財源化されたというのは、もう承知のとおりでございますけれども、この結果、2010年4月以降、暫定税率は廃止されたといえども、当分の間、現行税率水準で53.8円を維持するところで実質暫定税率が維持されているという、数字的にはそうなっております。

このパネルを御覧いただければありがたいんですけども、（パネルを示す）ちょっと表が見にくいくらいですが、口で言いますけど、これはいわゆるガソリン税でございまして、これが関係する軽油引取税なんですね。軽油引取税は今は議論されておりませんけど、大いに関係することから、この表を見ていただいて、私のほうで少し説明をさせていただきたいと思います。

本則税率でいきますと、ガソリン税、つまり揮発油税24円30銭、地方揮発油税4.4円とありますて、これ、ちょっと見にくいでありますけれども、28円70銭が上乗せされまして、これがいわゆる道路特定財源なんですね。上乗せ分で25.1円がありまして、そうすると、本則と上乗せを足せば、53円80銭と、こ

ういうことになるわけです。この辺、ちょっとややこしいですけれども。

それで、金額に直すと、ここですけれども、ガソリン税だけでも約1兆円。軽油引取税は大いに関係するので、この下ですけれども、これを合わせ、約5000億円が加わると約1.5兆円になるわけです。

これは地方の道路整備やら維持管理などの重要な財源となってございまして、このうち地方の財源は、改めて軽油引取税及び地方揮発油税の325億円と4793億円という、足し算すれば今申し上げた約5000億円になるわけです。

こんなことから、全国知事会におかれでは、また、全国都道府県議会議長会も、7団体から、いわゆるガソリンの暫定税率廃止については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮して、財源論なき減税が行われることのないよう、緊急提言がございました。

しかしながら、国税であるガソリンの暫定税率が廃止された場合、さっき言いましたバスやトラック、農林水産業の燃油である軽油、これ、軽油よりガソリンのほうが安くなってしまうことになりますので、ガソリンを買っている人はそれでいいんでしょうけれども、普通の産業系からすると、一体どうなってんのやと、軽油のほうが安いはずやんかと、こんなことで、いろいろと議論が広がるのではないかなど。これが問題で、軽油に課せられる県税、軽油引取税についても暫定税率廃止に伴いまして、検討されていくのではないかなど、こんなことを予期というか、心配をするわけでございます。

ここでお尋ねするんですけれども、当然、これ今、合意していますし、新総裁もこの点については異論を申していませんので、ガソリン税等の暫定税率が廃止された場合、軽油引取税もありますので、ガソリン税等としていますけれども、全ての暫定税率が廃止された場合、県税への影響、これ、国税は分かりましたけど、三重県への影響はどの程度になることが想定されるかなと。あわせまして、財政当局はどのようなお考えを持たれておるのかなと、御所見をお伺いします。

[後田和也総務部長登壇]

○総務部長（後田和也） ガソリン税等の暫定税率が廃止された場合の県への

影響ということで、御質問をいただきました。

先ほど、議員のほうからも御説明いただきましたように、いわゆるガソリン税というのは、揮発油税と地方揮発油税、これを指しますが、暫定税率が廃止された場合、地方揮発油税を財源とする地方揮発油譲与税というのがございまして、こちらのほうが地方へ配分されているということで、本県への影響額は、令和7年度当初予算ベースで、約4億円程度ではないかというようなことで見込んでおるところでございます。

また、県への譲与分とは別に、県内市町への譲与分として、約2.6億円の減収が見込まれるのではないかというふうに考えております。

この減収の補填については、令和7年8月1日に提出された、いわゆるガソリン暫定税率廃止に関する法案では、地方揮発油税の減少に伴う地方公共団体の減収の全額を補填するために必要な措置を講ずるとされているところでございます。

一方、現在は具体的な法案にはなっておりませんが、地方税である軽油引取税の暫定税率においても廃止ということになれば、本県へは随分大きな影響がございまして、約107億円の減収になるのではないかというふうに考えております。

これらの減収は、県財政に大きな影響を与えるものですが、現行の制度では、地方交付税制度の中で減収となった分については補填されるのではないかというふうには考えております。

国においては、暫定税率の廃止における代替財源についての議論が十分されることと思いますが、もし地方財源が確保されなければ、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に多大な影響がございます。

本県では、今後とも国の動向を注視しつつ、全国知事会等を通じて、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めていくことを強く求めていきたいと考えているところでございます。

[43番 中森博文議員登壇]

○43番（中森博文） ありがとうございました。

ガソリン税だけの影響というのは、比較的少ないのかなと感じますけれども、問題は軽油引取税ですね。三重県にとっても、県内市町にとっても非常に大きな影響が出るということ。こういうことをあらかじめ心配はしたものの、国の方でやってくれるんちゃうかと、こんなことを期待はしていますけれども、やっぱり担保が今のところないので、議論を深めていただかないと、不安だけが走って心配するところでございます。

もう一つ、物価高騰による補助金というのが出ています、ガソリンやら軽油に10円、暫定税率は関係なしに補助金が出ているのは、値段を下げるという。補助金を出している、歳入が減って補助金を増やすと、こんなことをしないと何か逆転現象、財源はないのに補助金だけ増やしていくという、国にこんな非常に厳しいことをしてもらわなくちゃいけないのかなど。

聞くところによると、与野党の協議では、ガソリンスタンドの負担を回避するために、現在、政府、経済産業省が元売会社に出しているガソリンの補助金を現行のリットル当たり10円から一定期間内に25円10銭まで増額して、円滑に移行する方法を検討しているようですが、要するに補助金を増やして、あまり差のないようにということでしょうけれども、ガソリンの値段が少し下がって補助金を増やしていく、下がって補助金を増やしていくという、こんなことを作業されるというはあるんですけども、結局、物価高騰の対策、リットル当たりの補助金がいはずれはなくなれば、ガソリンスタンド、サービスステーションのガソリン価格は期待するほど下がらへんのではないかなど、こんなことを懸念するわけです。何を求めてるかというのは、ガソリンを安くしてほしい、軽油を安くしてほしいというのは所期の目的で、結果的に消費者、ドライバーは、何やってん、ガソリンスタンドを見たら、値段がそんなに下がってへんやんかと、こんなことが現実になった場合、あの政策は何だったかというように問われるおそれがあるのかなというふうに私は心配しております。こんな心配をしても仕方ないといえばそうなんですが、あらかじめ、それこそ知つていただくことが大事でございます。

て、しっかりと動向を、推移を見守る必要があるのではないかなど、このように思います。

ちょっと話が変わりまして、秋になりますと、地元伊賀地域では、新米の季節でございまして、おいしい新米が出回っております。これまた消費者の方々にとりましては、昨年からお米の値段が上がっていまして、物価が大きく影響をしているふうに聞いてございます。

私ども、生産者であるほうからすると、去年までは、消費者米価が上がって、生産者米価が実はそう上がっていなかったんです。だから、どうなのかななど気になっていたんですけども、今年のJAからの概算金、これ、価格が発表されまして、三重県産コシヒカリで30キログラム、1袋1万4500円と。私たちの伊賀米コシヒカリは一等米1万5000円、500円ちょっと高いんですけども、しかし、これ、翌年度、翌々年度で精算されると、精算金を頂戴するんですけども、最終決算の精算金で1000円以上プラスになることもあります。そうすると、実勢価格の生産者から消費者にお渡しすると、当然、ちょっと中森さん、米を分けてくださいよと。安い値段は概算払い以上になりますので、1袋1万7000円が相場かなと、こんな話も聞いているわけでございます。高いか安いかは別として、1袋1万7000円って思って新聞広告を見るんですよ。JAいがふるさとのひぞっこというところで、新米が出来ますといって、1袋何と2万5800円という値段。えって。2万5800円で売られていきました。そんな状況で中間の価格が非常に大きいのではないかと気になるところでございます。

お米といえば、実はお酒なんですね。私は比較的どちらかというと、お酒のほうを求めているほうなんですけれども、どうなることかなど。酒米は酒造好適米というんだそうでございまして、いわゆる山田錦、神の穂や五百万石です。こういう三重県のお酒は非常に、国内はもとより海外でも高い評価を得てございまして、三重県内各地でもお米を使った特色あるお酒が造られるということで、地域活性化にも取り組まれているわけであります。

酒米と言われる酒造好適米は、一般食用米とは違うんだそうです。品種が

違うというのは、要するにお酒にするためには精米といいまして、普通2割の精米ですけど、3割、4割、5割と精米して、小さくして、そこにいわゆるこうじ菌が入っておいしいお酒ができるわけなんすけれども、酒米を造る人は、実は食用米よりかは高い値段で、そうしないと採算が合わない、やってくれないということで、あと、一般のコシヒカリの反収は、令和5年度の平均で一反当たり8.5俵の生産高で、酒米の山田錦は5.9俵と、低いという、そんなことで、作りにくいわ生産量は少ないわということで、やはり単価を非常に高くしないと、酒米を作る人が少ないと。今年のように、どんどん食用米の値段が一定上がってきましたので、酒米を作る人、大丈夫かなということで、酒米を作ってくれるのかなということを心配するようになりました。

酒造の会社は、お酒の4割がお米代ですので、酒米代が上がれば、いわゆる生産コストが上がるわけで、価格転嫁が非常にしにくいと言いながら、何か支援が必要ではないかなど。

こんなことでいろいろと今回、三重県酒造組合から請願が出されているわけであります。請願につきましては、それぞれの委員会で審議をするわけでございます。私もその所管の委員ですので、この場は農林水産部へお尋ねさせていただきたいと思います。

酒造業の継続に向けた酒造好適米、いわゆる酒米の安定供給について、県当局の御所見をお伺いいたします。

〔枡屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枡屋典子） それでは、酒造好適米、いわゆる酒米の安定供給についてお答えをいたします。

本県では、稲作に適した気候を生かしまして、山田錦ですとか、神の穂などの酒米が生産されまして、これらを使って県内の酒蔵で仕込まれる三重のお酒は、国内外のコンテストで数多く入賞するなど、三重県を代表する産品の一つとなっております。

県では、県内の酒蔵が求める酒米の安定供給に向けまして、JAなどの農

業関係団体と連携しまして、適切な肥料の散布や病害虫防除などの技術を指導する、生産者向けの研修会の開催や作付した水田の巡回、それから翌年度の収穫量の増加や品質の向上につなげるための課題の洗い出しと対策の共有などに継続して取り組んでまいりました。

また、県内の酒蔵による新たな三重の酒づくりに貢献できるよう、酒づくりに適しており、収穫量が多い特徴を兼ね備えた三重県オリジナル品種の神の穂、これの普及拡大にも取り組んでまいりました。

こうした中、最近の主食用米の価格高騰の影響によりまして、一部の生産者からは酒米の作付を減らして主食用米に変えたいとの声も聞かれ、三重県酒造組合から県に対し、酒米の安定供給体制の構築を求める要望もいただいたところでございます。

このため、県では、国の令和8年度予算で要求されております酒米の生産者への支援を効果的に活用し、適切な肥料の散布ですとか、省力栽培技術を推進し、酒米の収穫量と品質の向上を図り、作付の継続につなげていきたいというふうに考えております。

また、県の農業研究所におきましては、三重県酒造組合との共同研究によりまして、面積当たり収穫量が多いなどの特徴を持つ普及価格帯向けの品種と、それから純米大吟醸などに使われる高級酒向け品種の二つの新品種の育成を進めておりまして、それぞれ令和11年度と令和13年度での品種登録出願を目指しているところでございます。

今後とも、関係機関と連携しながら、酒米の安定供給体制の構築に向けた取組を進めてまいります。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） ありがとうございます。

作況指数というのがもう今年で最後でございまして、今年は私のほうはやや良と。さらに、夏場が暑過ぎたもんで、いわゆる一等、二等、三等、それが平均でいくと、一等米が昨年並みであったそうですがれども、伊賀米コシヒカリにおいては34%、3分の1ぐらいしか一等米がなかつたということで、

非常にJAは危惧しておりました。でも、一等米と二等米がどう違うかといふのは、そんなに変わらないというふうに私は思っていますけれども、中森産米は一等でございましたので、ここだけの話ですけど。そんなことで、ほつとしているところでございますが、酒米、しっかりと対策を講じて、おいしいお酒を世界に発信できるようにお願いをしたいなと思います。

さて、「空き家」対策について少し話をさせていただきますが、名張はベッドタウンで、当然今は空き家が多くなったということで、これはもう言うまでもございませんし、老朽している空き家は、防犯、防災、景観、衛生、非常に心配なところが多いんです。空き家率というのは、三重県は平均を上回っていると、多いということです。ただ、空き家のリスクだけじゃなしに、活用可能な地域資源としての空き家もあるわけでございますので、その両面から今回質問させていただきたいと思います。

まず、放置される「空き家のリスク」についてのほうなんですけれども、ほとんどの市町で耐震性のない空き家につきまして、除却に対する補助を行ってございます。

三重県の木造住宅に関する耐震改修等の補助金ですが、(パネルを示す)このようになってございまして、県のほうで分かりやすく表にしていただきたいんですけども、一番左上、耐震診断というのがありますて、これは診断するんですけども、令和7年度よりか増額。耐震設計というのがありますて、これも県・市町で各8万円の上乗せですね。補強工事、これも上限額25万円から50万円。4番目が耐震性のない空き家除却。この青色のが大きいということは、除却は個人負担が多くて補助金が少ないと、こういう状況になっているところでございまして、ほかは大分膨らんできまして、除却だけはちょっと据置きになってございます。この点について、県で耐震性のない空き家の除却に対して市町に間接補助を行っております。補助を始めた平成28年度以降10年間、上限額は据置きと。人件費や物価の上昇を考えるに、見直しが必要ではないかなと思います。御所見をお伺いいたしたいと思います。

続けて、地域資源としての「空き家の活用」についての提案ですけれども、

最近、二地域居住というんですね、セカンドハウスとかいいますけれども、二つの住宅を持つということで、国においても法律を改正して、広域地域活性化のために二地域居住というのを進めている。関係人口が増えることによって地域活性化を考えると。

令和7年、今年の1月に全国都道府県議会議長会から政府与党に提言を行って、令和7年6月に政府から出された地方創生2.0基本構想の中でも盛り込まれております。

現時点で、空き家に対するリフォームの助成金があるんですけども、これは移住が条件、要するに住民票を移さなかんと。これは市町からすれば、住民票を移してもらわな、住民税が増えへんからなと、こんなことを言うのは当然ですけれども、二地域居住に対象を広げれば、関係人口の創出による地域活性化と、同時に空き家の抑制にもつながるのではないかなど。現行の空き家リフォーム助成の住民票要件、これについてはいかがなものかなと。

このように申し上げながら、空き家のリフォームと古民家再生というのはちょっと関係がありますので、去年、建築基準法の改正の話をさせていただき、繰り返しませんけれども、古民家を再生する構造審査というの非常に難しいという、空き家をうまく使うためには申請手続が要るので、耐震補強をしたり、リフォームしたりする、（パネルを示す）こういう古民家再生協会による古民家再生サポートセンターというのが、この表にありますように、この関係で、大規模なリフォームになつても確認申請ができますよと。だから、スムーズな古民家再生ができるような仕組みができまして、まだまだ前例が少ないですけれども、これから古民家の再生をし、空き家をうまく活用して、資源としてどんどんこれから展開すれば、良好なまだまだ使える建物が再生し、活用できるのではないかなど、このように思うので御承知おきいただいて。

あるいは、古民家を再生することによりまして、この二地域居住というのと関係するというんですねけれども、新しいプロジェクト、スマヤドスマというのがありまして、住居、宿泊という建築的類似性を生かして、リフォーム

された空き家を再活用、そして住まいにするか、泊まる場所にするかということを工夫すれば、居住以外のインバウンドのための日本家屋ならではの付加価値のある宿としても活用できるなど、こういうことで今、少しづつ広がっているのかなという。

今回の提案は、この活用の仕方を、さらには常時は宿にして、非常時、災害のときに仮設住宅として利用も可能ということでございます。リフォームされた空き家を大規模災害時の被災地住宅として、備えとして、さきに中嶋議員からも御紹介のあった、みなし仮設住宅の取組と併せて、災害時の仮設住宅としてストックしてはどうかなど、こんな提案をさせていただきたいと思います。

ちょっと分かりにくかったので、整理すると、一つは、移住促進として、空き家、古民家そのものを再生するのはまず前提です。もう一つ、関係人口の創出として、二地域居住の住まいとして活用する。さらに、大規模災害の備えとして、被災者住宅の対策としてストックをする。常時は、居住以外のインバウンドのための日本家屋ならではの付加価値のある宿としての活用をすると。地域資源としての空き家の活用策を提案させていただき、さきの耐震性のない空き家の除却に対する市町間接補助金の上限額の見直しについて、併せて、地域資源としての空き家の活用策の提案について御所見をお伺いします。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（上村 告） 御質問いただきました空き家のリスクと空き家の活用について御答弁申し上げます。

総務省の最新の住宅・土地統計調査によりますと、本県の総住宅数は87万3500戸でございまして、そのうち16.3%に当たる14万2700戸が空き家と推計されております。

空き家は、適切に管理されない場合には、倒壊や景観の悪化といった問題を招くおそれがありますが、活用の仕方によっては、議員からも御指摘いただきましたとおり、地域にとって貴重な資源となる可能性があると認識をし

ております。

まず、耐震性のない空き家の除却についてでございますが、本県では、木造住宅耐震対策促進事業におきまして、昭和56年5月末日以前の旧耐震基準の木造住宅を対象に、国、市町と連携しまして、除却の補助を行っております。これは空き家が放置され、より危険な状態になることを未然に防ぐだけでなく、能登半島地震での支援活動で得られた気づき集にも盛り込まれておりますように、地震で空き家が倒壊し道路を塞ぐことによる避難や救助を妨げる事態を防ぐという防災上の観点からも極めて重要な取組でございます。

耐震性のない空き家除却の補助実績につきましては、平成28年度の制度開始以降年々増加を続け、令和6年度には、当初の5倍強に当たる756件に達するなど、非常にニーズが高くなっております。

一方、県の補助上限額でございますが、先ほど議員から御提示いただきました資料にもございましたが、補助限度額5万1750円は、制度開始時の除却費用を基準に設定したものでありますし、近年の人件費等の上昇による除却費用の高騰を反映できており、国と市町を合わせた補助限度額20万7000円は、同様の制度を持つ全国21の都道県の中で最低水準となっております。こうした中、県内的一部の市町では独自に補助の上乗せを行い、国と合わせて30万円以上の除却補助を行っているところが増えつつあるという状況でございます。

本県としましては、空き家が周囲に及ぼす悪影響を未然に防ぐだけでなく、南海トラフ地震への備えを強化する意味でも、他県の事例等も参考に補助限度額の引上げについて検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、空き家の活用についても様々な可能性があると認識をしております。

本県では、令和2年度から空き家対策支援事業において、国と市町と連携しまして、空き家を住宅にリフォームする補助を開始しており、補助対象には古民家等の空き家も含まれております。

また、令和6年度からは、地域連携・交通部と連携しまして、雇用やにぎ

わいを生み出す宿泊施設など、地域の活性化につながる施設へのリフォームに対する補助も開始したところでございます。

このような事業を活用し、先ほども御紹介がありましたが、伊賀市では、古民家等の空き家をホテルの客室に再生したり、また、南伊勢町では、空き店舗をキッチンカーの飲食スペース等に改修するなど、住宅以外の用途への空き家の活用が増えつつございます。

これも議員から御紹介いただきました二地域居住でございますけれども、二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設けるもので、これにより、都市から地方へ、また、地方間を含めた人流拡大や担い手の確保、消費等の需要創出、新たなビジネス、雇用の創出が期待をされております。

しかしながら、現在の空き家対策の支援事業におきましては、住宅へのリフォームは移住・定住が補助要件となっており、二地域居住のための空き家のリフォームは補助対象外となっております。

二地域居住への空き家の活用につきましては、今後、市町からの意見等を踏まえ、必要に応じて補助要件の緩和等について関係部局と連携しながら国に要望していきたいと思っております。

放置される空き家のリスクへの対策、また、地域資源としての空き家の活用、その両方にしっかりと対応できるよう引き続き関係部局や市町と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） 御答弁ありがとうございました。

提案型といえども、制度がありまして、なかなか難しいかなと思うんですけれども、名古屋や大阪で住まれている方は、週末はちょっと三重県で過ごしたいなと。じゃ、住宅はちょっと改修したらあるかなと。でも、補助金をもらおうと思ったら、住民票を移動と。ちょっと待って、子どもが大きくなるまで、定年まで住民票の移動はできないなということで、ちゅうちょしてしまう、これが現実です。だから、二拠点しながら、関係人口が増えるとか

をすれば、市町もそういうのをどんどん、住民票は置いておいて、後々、住民票はまた変更するとしても、取りあえず住まいだけすればいいのかなというふうに思つたりするんです。

それから、災害時に使ったりいろいろと、當時は、スムヤドスムじゃないですけれども、宿泊施設として使うというものの、これまた一つの、伊賀市なんかでは、民間のビジネスホテルを経営されている方が、今度はリニューアルしたところを離れということで、宿泊施設として使っています。そうすると、またインバウンドに非常に人気が高いという。忍者姿が街の中でうろうろしているという、外国人の方が見受けられますので、それは活用の非常にいい例かなというふうに思ってございまして、こんなことを思いながら、災害時はなかなか仮設住宅を造るのも大変やし、じゃ、名張に何戸、伊賀市に何戸、津市に何戸という形でストックしておけば、いざというときに宿泊施設はストップして、災害用に活用しながら、そういうのにしてはどうかな、こんな発想だったんです。

いろいろと意見がありますけれども、知事、感想だけでもいいんですが、一言で結構です。

○知事（一見勝之） 空き家は全国的に大きな問題になっています。人口が減っていますので、それを議員御提案のような、例えば仮設住宅に使う、その前は民泊的なものに使うと。これ、あると思います。実際にそういう形で動き出している金融機関とか、それから通信社なども話を聞いたことがありますので、これからそういうものに活用していかれるのは、日本のストックの有効活用ではないかと思います。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） ありがとうございます。いろんなことをしながら、除却を進めるのも大事、活用するのも大事と、こんなことを申し上げながら、よろしくお願い申し上げたいと思います。

障害者就業・生活支援センター事業について質問させていただきたいと思います。

ある法人の理事から、県の事業で大きな赤字を出してんねんと言うて、行ってきたらこんな話を聞かせてもらうて、そんなことってどうですかって言うたら、事業主体者に聞くと、いやいやこれはもう県の大事な事業で、赤字でもそんなんやらなくてはいけませんので、一生懸命やればやるほど赤字になりますねんって、一生懸命やれば赤字になるって、どうなっているのとお伺いしたら、人件費が主でございまして、国からは3人、県からは1.5人とか言うていましたけれども。そうやって人件費が主に、事務費はどうかな、事務費はあんまりついているかついていないかは分かりませんけれども、要するに赤字では、それはさすがにあれかなど、丁寧にすればやはりそうなってくるのかなということでございます。

制度をここで説明すると、大切な雇用、福祉、教育、関係機関と連携して、しっかりと利用者のために障がい者の就業・生活支援をすると、こんなことで、国・県挙げて、各事業に、県内は数ブロックに分かれていますけれども、委託事業でやっています。決算の状態、ちょっと赤字を聞いたりしながら、心配です。障害者就業・生活支援センターの経営に関する県の御所見をお伺いします。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、障害者就業・生活支援センターについてお答えいたします。

障害者就業・生活支援センターは、障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談支援を行うことを目的としておりまして、県内では九つの障害保健福祉圏域ごとに、県が指定した社会福祉法人等が、国の雇用安定等事業と県の生活支援等事業を受託して運営を行っていただいております。

センターでは、就労や生活に関する相談対応をはじめ、障がい者の特性、能力に合った仕事の選定や職場への定着支援、健康や金銭管理に関する助言等を行っています。また、ハローワークや障害福祉サービス事業所などの多くの関係機関と連携・調整を図りながら、支援体制の整備を進めるなど、地

域の中心的な役割を担っていただいております。

県内各地域において、センター以外にも就労支援を担う関係機関は増加しておりますが、豊富な実績と経験を有するセンターの相談は年々増加しております。それに伴い経費も膨らんでおります。

そのため、センターに業務が集中しないよう関係機関と役割を分担し、必要なサービスを地域全体で提供できる体制に整えていくことが課題というふうに考えております。

経営面において、センターの収入は、御紹介いただきましたけれども、国及び県からの委託料となっておりますが、高い専門性と豊富な経験を有する人材の確保が求められており、その人件費負担や近年の物価高騰等も重なり、厳しい経営状況にあるものと認識しております。

こうした現状を踏まえて、令和6年度、7年度予算におきまして、人件費の高騰を考慮し、県の生活支援等事業について一定の増額を図ってきたところです。

県としましては、センターの業務負担や経費の軽減につながるよう、センターの役割を関係機関への支援や連携の拠点機能に特化させるなど、地域の実情に応じて調整を図ってまいりたいと考えております。

また、国に対しては、県内センターの厳しい運営状況を共有し、事業費の確保を要望するとともに、県としましても必要な事業費の確保などに努めてまいりたいと考えております。

あわせまして、各センターの運営状況につきまして、早急にヒアリング調査を行い、実情を把握した上で対策を検討してまいります。

[43番 中森博文議員登壇]

○43番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。

調査をしていただいて、一生懸命やればやるほど赤字というのは、やっぱりそれはせっかくの努力が苦になるんですね。やむを得ないと言いながらも、やっぱり採算が取れなければ、事業そのものがいかがなものかということになります。よろしくお願い申し上げたいと思います。

時間も押し迫ってきましたので、最後に、伊賀地域の道路整備の推進についてお伺いさせていただきたいと思います。

毎回、私もこの道路関係は質問させていただいております。名神名阪連絡道路をはじめ、三重県新広域道路交通計画による名阪バイパス、それから中和津道路なども質問させていただきました。高規格道路につきましても、また、大きな整備につきましては、しっかりと国の直轄事業で進めていただかなくてはいけないのかなと、このように思うところでございます。

一つ目の名神名阪連絡道路ですけれども、期成同盟会やら何かいろいろと頑張っていただいて、そろそろ具体的なルート決定がされるのではないかな、

(パネルを示す) これを紹介しますが、これは同じものを度々出してもらっていますけれども、要は私が言いたいのは、名神名阪連絡道路、名神高速道路から新名神高速道路、名阪国道と、これがそうなんですね。私は、ここの国道165号まで南下、これを常々申し上げているわけで、というのは、説明会の構成員に名張市も伊賀市も入っていまして、そういう意味では、やはり三重県を縦断する道路は必要と、このようにお願いしながら、その進捗をお伺いさせていただきたいと思います。

続けて、(パネルを示す) 国道368号ですけれども、これもずっと進めていただきながら、さらにこの工事は進んでいますので、もっと新しい写真を入手したらいいんですけども、上野インターチェンジまでどんどん進んでいるところでございまして、これも引き続き、我々の願いで、もう少し進捗をお聞きさせていただきたいと思います。

(パネルを示す) 加えて、一般県道ですけれども、上笠間八幡名張線ということで、バイパスがちょっと曲がっていますけれども、ここから真っすぐ行くんです。これ、名張川がここに走っていまして、橋を架けて渡ると、こんなことでございます。これが、名阪国道から国道368号までを結ぶ、奈良県と三重県を結ぶ重要な道でございますので、これもまた進捗をお伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

[藤井和久県土整備部長登壇]

○県土整備部長（藤井和久） ただいまお尋ねのありました三つの路線、名神名阪連絡道路、国道368号、一般県道上笠間八幡名張線について、それぞれお答え申し上げます。

まず、名神名阪連絡道路でございますけれども、こちらは道路利用者からの意見聴取の妥当性や最適ルート帯の評価を目的といたしまして、令和4年11月に第1回名神名阪連絡道路有識者委員会を立ち上げまして、令和6年11月に第2回、今年6月に第3回有識者委員会を開催し、道路交通課題など、様々な課題について御助言をいただいているところでございます。

その中で、令和5年1月から2月に第1回意見聴取として、名神名阪連絡道路周辺の課題や名神名阪連絡道路への期待を把握することを目的として、沿線の道路利用者を対象にアンケートを実施いたしました。

令和6年11月に開催した第2回の委員会におきましては、この道路、対象区間は非常に長く、約30キロメートルに及ぶことから、早期の効果発現のために優先区間を設定し、計画の具体化を進めることができとの提案があったことを踏まえまして、現在、優先区間の設定について有識者委員会で検討をしているところでございます。

10月1日からは、第2回意見聴取といたしまして、より広域的な道路利用者視点からの道路交通状況の課題を把握するために、アンケートやヒアリングを実施しているところでございます。

あわせて、現在の検討状況を地域の方々等に御説明するために、沿線市町において住民説明会も実施しているところでございます。

まずはこの意見聴取の締切りが11月9日になっておりますけれども、これらの結果も踏まえまして、引き続き、国と滋賀県と連携をして、名神名阪連絡道路の計画の早期具体化に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2点目の国道368号の4車線化についてお答え申し上げます。

国道368号の伊賀市と名張市を結ぶ区間につきましては、朝夕を中心に混雑が発生しており、特に混雑が著しい市街地部から4車線化を進めていると

ころです。私も先日、現場のほうを見させていただいたところでございます。

まず、名張市内においては、昨年度までに、八幡工業団地2交差点から国道165号までの約2.3キロメートル区間において4車線化が完了したところでございます。

現在は、八幡工業団地2交差点から美野原橋南詰交差点までの約500メートル区間の4車線化に向けて工事を進めているところでございます。

議員も御案内のとおり、この区間は大分形になってまいりまして、今、一日でも早い供用を目指し工事を進めているところでございまして、改めて供用目標、いつ頃供用できるのかというのをお示しさせていただきたいと考えております。

また、伊賀市内におきましては、上之庄交差点付近から大内橋南交差点付近までの約700メートルの区間について、こちらは令和7年度の供用を目指して工事を進めているところでございます。

今後の取組でございますけれども、名張市内においては、伊賀市方面へ順次4車線化を進めてまいります。

また、伊賀市内におきましては、名阪国道上野インターチェンジまでの4車線化につきまして、インターチェンジの形状であったり、周辺の道路との接続、高規格な道路に接続することから、課題もあります。国土交通省、公安委員会とも調整しながら、今現在、接続部分の設計を進めておりまして、早期に用地買収に着手できるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

国道368号は、伊賀市と名張市を結ぶ、通勤通学のための生活道路であるとともに、地域の経済、観光、防災上の観点においても重要な広域ネットワークを形成する道路であることから、今後もしっかりと4車線化に取り組んでまいります。

最後になりますけれども、一般県道上笠間八幡名張線でございます。

こちらも今、現道が非常に狭いことから、約1キロメートルの区間についてバイパス整備に取り組んでいるところでございます。

このうち、特に幅員が狭く人家が連担している名張川左岸側につきましては、これまでに約300メートルの区間で暫定供用を行っているところでございます。

また、名張川右岸につきましては、昨年度までに用地買収が完了しましたので、本年度から工事に着手する予定でございます。

県道上笠間八幡名張線は、奈良県と接する、地域の方々の重要な生活道路であることから、一日でも早い供用を目指してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔43番 中森博文議員登壇〕

○43番（中森博文） ありがとうございました。時間が参りましたので、最後、一句だけ申し上げたいと思います。

非常に練って、去年から準備してあったというのが正しいんでしょうけれども、せっかく高市総裁が誕生した、それから、三重県でも引き続き一見知事がこれから頑張っていただくと、そういう意味からも、今、田んぼの話をして、お米作りの話をしたと。これで総合的に、「早苗から 強いこく力 伸びる三重」と。「こく力」のこくは平仮名です。国という字も穀物の穀もあるということで、「早苗から 強いこく力 伸びる三重」ということで、春、季語は早苗と。

以上でございます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

中森博文議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。6番 市川岳人議員。

〔6番 市川岳人議員登壇・拍手〕

○6番（市川岳人） 伊賀市選挙区選出、会派自由民主党の市川岳人です。

さきの補欠選挙で初当選、そして今回の初議会ということで、初質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどの理事からの説明におきまして、総務省が実施した住宅・土地統計調査、中森議員の質問の中ですけれども、三重県内の住宅については、空き

家は16.3%、実に全国平均13.8%を上回る数字ということをお示しいただきました。空き家数は、昭和63年以降、右肩上がりで増加している、そして、令和5年時点では約2.6倍に増加しているということも県のほうでお示しをいただいております。

さらには、適正に管理されず放置されている可能性のある住宅、これが空き家のうち約8万3000戸に上るということ、空き家全体の約6割を占めています。

同時に、総務省によりますと、2023年、全国の自治体に寄せられた移住相談件数は約40万件を超えて、過去最高、ずっと増えているというふうなことで、移住のニーズ、空き家のニーズ自体は全国的に増えている状況であります。

一方で、空き家はあるのに借りられない、あるいは買えない、そういうた ミスマッチがあるというふうなこと、要は需要に対して供給が合っていない というようなこと、これが問題になっていると考えます。空き家の掘り起こしと流通促進が不可欠な課題であります。

このような状況を踏まえて、三重県として今後の取組の方向についてお伺いをいたします。

まず、空き家の実態把握についてお伺いをいたします。

先ほどお示しをいただきました住宅・土地統計調査、これと市町が行っているような空き家バンクで実態把握を進めておりますけれども、未登記の物件、そして相続未了物件が多く、実際の空き家数、そしてまた、所有者情報の正確な情報把握が難しい状況です。県として、市町、法務局、税務当局と連携して空き家データベースを構築するなど、空き家の実態を的確に把握していくお考えについてお伺いをいたします。

また、相続登記の義務化が昨年より始まりましたけれども、それを契機としまして、県として市町と連携し、空き家対策を一体的に進める支援を行るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○県土整備部理事（上村 告） 空家等対策の推進に関する特別措置法、いわ

ゆる空家特措法でございますけれども、その中で県は、市町が講じる措置について、情報の提供や技術的な助言、また、市町相互間の連絡調整などを、あと、さらに財政上の支援などを行うということでされております。

財政上の支援につきましては、先ほど御答弁申し上げさせていただいたいた除却等の補助になりますが、情報共有とか、また、県民の周知についてでございますけれども、本県では、三重県空き家対策連絡会議というものを設置しております、市町への情報提供とか、市町相互間の連絡調整を行っております。その中で、三重県司法書士会等から、所有者不明土地・建物管理制度の御説明をいただいたりとか、その管理人の選任を裁判所に申し立てた事例なんかを御紹介いただいて、そういうふうな情報共有をしております。

また、主に県民の方を対象にしておりますけれども、三重県空き家対策セミナーというものを開催しております、住宅の相続を切り口にして、外部講師などからもお話ををしていただいておりまして、令和8年1月にも、土曜日になりますけれども、また開催する予定でございます。

一方、令和2年度から、情報提供というところで日本郵便から、倒壊などの危険があるとして、市町が認定する特定空家についてなんですけれども、情報提供が得られたわけなんですが、令和8年度から新たに、空き家の持ち主の転居情報について、特定空家になる前の管理不全の空き家についても拡大されるという状況がございます。また、さらに、これまで電力会社等による情報提供なんかもされております。

引き続き、まずは除却の支援、それと県民へのセミナーを通じて空き家対策を進めていただくことを推進するとともに、所有者が不明な場合についても、先ほど申し上げました、司法書士会であるとか、三重県宅地建物取引業協会などの団体で構成される空き家ネットワークみえとの連携、また、日本郵便への情報照会など、有効な取組をいち早く市町に情報提供しまして、一緒になって取組を進めていきたいと考えております。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 実態把握につきましては市町の責任というふうなことで、

空家特措法の中でそのように明記されているようなことで、県としては側面支援をやっていくということ。これについては私も把握をしております。

やはり空き家のデータベース化であったり、所有者の調査、これに今、私の地元は伊賀市ですけれども、伊賀市は県内では空き家については進んでいって言われている中でも、所有権者の調査であったり、そういうところにすごい人員を割かれるというふうなところ、そしてまた、それによって得られた情報でも、やはりなかなか対策が進んでいかない、除却なんかも進んでいかない。予算的な問題がありますけれども、そういった実態に対して、やはり側面支援をしていく必要があります。人員の部分では、大いに協力できる部分があるのではないかなどと思っています。例えば、デジタル化の支援だったり、専門家のマッチング、今、司法書士会のお話もいただきましたけれども、人材派遣等、実務的な支援策を講じていくということについては今後も進めていただきたいというふうに思います。

そしてもう1点、相続登記の義務化に伴いというお話をさせていただきました。相談件数自体も増えているというふうにも聞かせてもらっています。県民への周知や相談窓口の充実について、県としてはどのようにお考えか、もう一度御見解をお伺いいたします。

○県土整備部理事（上村 告） そういう相談についても、県として助言できるところについてはしっかりとお答えしたいと思いますし、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、新たな情報収集のデータとかがあれば、提供させていただきたいと思いますし、データの整理をすることにより空き家の対策が進むということであれば、それについても一定国ともしっかりと連携していきたいと思っております。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） もう1点の質問に移ります。

高齢者の増加、あるいは単身世帯の増加に伴う予防的空き家対策ということで、そういうことが想定されるということで、やはり空き家になる前に未然に防ぐ、そんな仕組みを考えていくべきだというふうに思っております。

これについて、県が今どのような取組を進めているかであったり、どのような考え方をしているか、お示しください。

○県土整備部理事（上村 告） まず、高齢者の住み替えにつきましては、いわゆるセーフティネット住宅の情報を、県のホームページでも幅広く情報提供させていただいております。今、約2万1000戸の登録がございまして、それらを順次見ていただくという状況でございます。

また、空き家になる前の未然防止策ということで、これにも関係するんですけれども、住宅確保要配慮者、先ほどの高齢者の方とか、障がい者の方になりますけれども、そういう方の居住の支援をしていくための体制というのも三重県でもつくっておりまます。伊賀市では、県内初となります住宅セーフティネットに基づく伊賀市居住支援協議会というのも立ち上げていただいておるというふうにも聞いております。また、国のほうでも、高齢者世帯が暮らす住宅を子ども世帯向けの住宅に改装するようなモデル事業も新たに来年度からやっていくというようなことも聞いておりますので、先ほど申し上げました空き家対策セミナーなんかと一緒に、いろいろ情報提供していきたいと思っております。

引き続き、国の情報もしっかりと取り入れながら、また、相続登記の義務化などの、あとセーフティネット住宅の登録制度なんかも含めて、市町と一緒にになって取組を進めていきたいと考えております。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 御答弁ありがとうございます。

やはり県が間にあって窓口になる、市町と連携していくということが大事だというふうに思いますし、現場との緊密な連携というのはこれからもお願いしたいと思います。

相続、登記、これに関してはやはり空き家対策とは密接に結びついておりますので、一体的に進める仕組みづくりを推進して、地域の暮らしやすさを次の世代へつないでいく、そんな政策展開を強く要望いたしまして、私の質問を終結させていただきます。 (拍手)

○副議長（森野真治） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（森野真治） お諮りいたします。明7日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森野真治） 御異議なしと認め、明7日は休会とすることに決定いたしました。

10月8日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（森野真治） 本日はこれをもって散会いたします。
午後3時32分散会